

大阪市立大学

目 次

I	認証評価結果	2-(28)-3
II	基準ごとの評価	2-(28)-4
	基準1 大学の目的	2-(28)-4
	基準2 教育研究組織	2-(28)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(28)-9
	基準4 学生の受入	2-(28)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(28)-18
	基準6 学習成果	2-(28)-28
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(28)-32
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(28)-39
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(28)-42
	基準10 教育情報等の公表	2-(28)-48
<参 考>		2-(28)-51
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-53
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(28)-54
iii	自己評価書等	2-(28)-56

I 認証評価結果

大阪市立大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に大阪府立大学と共同採択された「大阪の再生・賦活と安全・安心の創生をめざす地域志向教育の実践」の取組として、平成 27 年度入学者から教育課程に地域志向系科目を必修科目とする教育課程の改革を行っている。
- 工学研究科においては、平成 25 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム」によって、「戦略的システム思考力演習」「グローバルリーダー演習（海外研究）やアントレプレナーシップ科目等を導入した5年一貫制博士課程を開設している。
- 医学研究科においては、平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「7大学連携先端のがん教育基盤創造プラン」に参画し、臨床腫瘍学講座を新設するなど教育改革を実現し、がん医療人の効果的養成に貢献している。
- 平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業」に採択された「産業牽引型ドクター育成プログラム」による「技術経営特論」等の大学院共通教育科目の導入は特徴的な取組である。
- 図書館（学術情報総合センター）では、図書資料の系統的な収集を行い、検索システムの充実、休日開館等により利便性を確保し、ラーニングコモンズやパソコンのシステム相談室、企画展示等により学生が足を運びやすい環境を整備して、利用頻度の高い施設として活用されている。
- 学生生活相談窓口教員を配置するとともに、学生なんでも相談窓口を設置して職員を配置することで、学生サポートネットとして、学生目線に立った学生支援体制を運用している。
- 大学の活動に関する自己点検・評価及びそのフィードバックに関して、速効性、実効性のある改善のための体制が機能している。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 平成 27 年度から地域再生（CR）とグローバル・コミュニケーション（GC）に関連する副専攻制度を開始し、グローバル化の進展の中で公立大学が果たすべき役割を踏まえた教育プログラムを展開している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的については、学則第1条において「学術研究の中心として深く専門の学芸を研究し、かつ、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に従い高い学問的教養を授けるとともに、人格の向上を図ることを目的とする。」と定めている。

また、大学憲章において、大阪市の公立大学としての特性を踏まえた理念と使命を「真善美の価値判断を身につけ、英知と市民的公共性を備えた有為な人材を育成するとともに、基盤研究を重視しつつ、都市に収斂するあらゆる現代的諸問題を、人類普遍の喫緊の課題の一つととらえ、大阪市をはじめとする地域社会と連携しつつ、不断に創造的な思考を重ねていくことによって、その解決に邁進すること」と定めている。

学部等の目的については、平成27年12月に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程を制定し、すべての学部において人材の養成に関する目的等を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的については、大学院学則第1条に「学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めている。

研究科等の目的については、平成27年12月に「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に関する規程を制定し、すべての研究科において、人材の養成に関する目的等を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、8学部から構成されている。

- ・ 商学部（1学科：商学科）
- ・ 経済学部（1学科：経済学科）
- ・ 法学部（1学科：法学科）
- ・ 文学部（3学科：哲学歴史学科、人間行動学科、言語文化学科）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、化学科、生物学科、地球学科）
- ・ 工学部（6学科：機械工学科、電子・物理工学科、電気情報工学科、化学バイオ工学科、建築学科、都市学科）
- ・ 医学部（2学科：医学科、看護学科）
- ・ 生活科学部（3学科：食品栄養科学科、居住環境学科、人間福祉学科）

各学部は、大学の目的及び理念と使命に基づいて、学部の理念及び人材育成の目標を定め、その達成のため1ないし複数の学科を置き、教育研究活動を実施している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育は全学共通教育として、全学共通教育教務委員会が実施責任を担う全学的な体制の下、杉本キャンパスにおいて、すべての部局の教員が授業を担当することを原則として実施している。

全学共通教育教務委員会は、大学全体の教育と学生関係諸業務を管轄する教育推進本部（本部長は教育担当副学長）に属しており、大学の教務関係を統括する教務担当部長が委員長を務め、各研究科選出の委員、人権問題研究センター、大学教育研究センター、都市健康、スポーツ研究センター選出の委員、全学共通科目（11教科）の教科会議の議長等で構成されている。委員会は月例で開催され、各年度の全学共通教育の科目の調整、担当者の決定、予算配分、TA配分に加えて2学部以上にわたる教務、全学共通教育と学部専門教育にわたる教務等を審議することを任務としている。

教科会議は、全学共通教育教務委員会に所属する専門委員会である。全学共通科目 11 教科（総合教育科目（A）、総合教育科目（B）「人間と社会」「歴史と文化」「自然と人間」「情報と人間」「初年次教育」、基礎教育科目（講義、実験）外国語科目（英語、その他）、健康・スポーツ科学科目）ごとに、各教科の科目を担当する学部専任教員で組織されている。各教科会議は、随時開催され、各教科の教育目標、教育内

容、教育方法等に関する事項を審議するとともに、全学共通教育の受け手である各学部の意見を聴取している。

英語教育の改革推進のために、平成 19 年度から英語教育開発センター（センター所長は教育担当副学長）を設置し、「読む・聞く・書く・話す」の 4 技能をバランス良く修得させることを目指し、ネイティブスピーカー教員を中心にして教育を推進している。同センターは、文系理系各学部代表委員、文学研究科所属の兼担教員、特任教員等によって組織され、全学共通教育における英語教育の企画と実践をその主たる任務としている。

高等教育全般、特に教養教育の改善を目指すための研究組織として大学教育研究センターを設置している。同センターは、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）やカリキュラム評価による改善を企画・推進しているほか、キャリア教育、初年次教育の検討・実施において中心的役割を果たしている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は、10 研究科から構成されている。

- ・ 経営学研究科（前期博士課程 1 専攻：グローバルビジネス専攻、後期博士課程 1 専攻：グローバルビジネス専攻）
- ・ 経済学研究科（前期博士課程 1 専攻：現代経済専攻、後期博士課程 1 専攻：現代経済専攻）
- ・ 法学研究科（前期博士課程 1 専攻：法学政治学専攻、後期博士課程 1 専攻：法学政治学専攻、専門職学位課程 1 専攻：法曹養成専攻）
- ・ 文学研究科（前期博士課程 4 専攻：哲学歴史学専攻、人間行動学専攻、言語文化学専攻、アジア都市文化学専攻、後期博士課程 4 専攻：哲学歴史学専攻、人間行動学専攻、言語文化学専攻、アジア都市文化学専攻）
- ・ 理学研究科（前期博士課程 3 専攻：数物系専攻、物質分子系専攻、生物地球系専攻、後期博士課程 3 専攻：数物系専攻、物質分子系専攻、生物地球系専攻）
- ・ 工学研究科（前期博士課程 4 専攻：機械物理系専攻、電子情報系専攻、化学生物系専攻、都市系専攻、後期博士課程 4 専攻：機械物理系専攻、電子情報系専攻、化学生物系専攻、都市系専攻）
- ・ 医学研究科（修士課程 1 専攻：医科学専攻、博士課程 2 専攻：基礎医科学専攻、臨床医科学専攻）
- ・ 生活科学研究科（前期博士課程 1 専攻：生活科学専攻、後期博士課程 1 専攻：生活科学専攻）
- ・ 創造都市研究科（修士課程 3 専攻：都市ビジネス専攻、都市政策専攻、都市情報学専攻、博士課程 1 専攻：創造都市専攻）
- ・ 看護学研究科（前期博士課程 1 専攻：看護学専攻、後期博士課程 1 専攻：看護学専攻）

各研究科では、教育研究上の目的及び人材育成の目標を定め、1 ないし複数の専攻を置き教育研究活動を実施している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は、16のセンター等及び3つの学部附属施設を設置している。

- ・ センター等： 学術情報総合センター、文化交流センター、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、大学教育研究センター、英語教育開発センター、都市研究プラザ、新産業創生研究センター、情報基盤センター、国際センター、地域連携センター、人工光合成研究センター、健康科学イノベーションセンター、都市防災教育研究センター、URAセンター、複合先端研究機構
- ・ 学部附属施設： 理学部附属植物園、医学部附属病院、医学部附属刀根山結核研究所

学則に規定されたこれらのセンター等や学部附属施設の機能は、主に教育機能の充実等、都市機能の充実等、地域貢献機能の充実等の3つに区分されている。それらに加えて、情報基盤センター、URAセンターは教育研究活動等の支援充実を目的としている。

さらに、学則以外の規程により、大学史資料室、証券研究センター、工作技術センターが設置されている。

これらの附属施設やセンター等のうち、教育活動を直接担っているのは、都市健康・スポーツ研究センター、人権問題研究センター、英語教育開発センター、医学部附属病院であり、それぞれのセンター等に関する規程を定め、設立目的、事業内容を明確化している。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

定款に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するため、大学に教育研究評議会を置き、学則及び大学院学則に基づき、各学部・研究科に学部教授会、研究科教授会を置いている。

教育研究評議会の審議事項は、定款による9項目及び学則による5項目の計14項目が定められている。同評議会は毎月1回開催され、大学全体の教育活動に係る重要事項が審議されている。

学部及び研究科の教授会の審議事項は、それぞれ学則による8項目及び大学院学則による10項目が定められており、「学校教育法第93条第3項に基づき、学長及び学部長（研究科長）に述べる意見に関する事項」も明記されている。

研究科教授会は原則として月1回（医学研究科は月2回）開催され、創造都市研究科を除き、対応する学部教授会と同日に開催し、学則及び大学院学則に定める審議事項を審議している。なお、医学部は医学科と看護学科の学科会議を教授会相当として運営している。教授会の構成員は、理学、工学、医学、看護学の学部と研究科では教授、それ以外では全教員となっている。

また、各学部・研究科では教授会の下に教務関連委員会を置き、月例ないし随時会議を開催して、学部・研究科独自の教育課程や教育方法等についての事項を検討している。

なお、学則に基づき、教授会に準ずるものとして、都市健康・スポーツ研究センターと人権問題研究セ

大阪市立大学

ンターにそれぞれセンター教員会議、大学教育研究センターにセンター研究員会議を置いている。都市健康・スポーツ研究センター教員会議は年 11 回、人権問題研究センター教員会議は年 10 回、大学教育研究センター研究員会議は年 11 回、それぞれ開催されている。

一方、大学全体では、教育推進本部が教務・学生・入試・就職等を含む教育活動全般を統括し、その下部組織として、全学共通教育の教育課程や教育方法等を検討するための組織である全学共通教育教務委員会、複数学部にわたる専門教育及び大学院教育の教育課程や教育方法等を検討する学部・大学院教務委員会が設置されている。教育推進本部は教育担当副学長を本部長とし、教務・学生・入試担当部長、文系・理系の研究科長の代表、大学運営本部事務部長、学生支援等の担当課長で構成され、教職協働体制の本部会議が月例で開催されている。全学共通教育教務委員会及び学部・大学院教務委員会は、教務担当部長を委員長とし、各研究科・学部選出の委員により構成されている。前者は月例、後者は随時会議を開催し、それぞれの任務を遂行している。

全学共通教育教務委員会に所属する専門委員会である教科会議については、平成 26 年度には、英語科目、健康・スポーツ科学科目、新修外国語科目、総合教育科目 A、総合教育科目 B、基礎教育科目の各教科会議が計 31 回開催されている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準 2 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 教育担当副学長を本部長とする教育推進本部を設置し、教育活動全般を統括する全学的な教職協働体制を構築している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

第2期中期計画（平成24～29年度）に記載した「複合的かつ効果的な教育研究活動の推進体制」を構築するために、平成27年度より、教員組織としての研究院と教育研究組織としての学部・大学院を分離し、すべての教員がいずれかの研究院に所属することを学則に定めている。

研究院は、従来の教員所属組織である大学院研究科と一致させることを原則としたが、経営学研究科、経済学研究科及び創造都市研究科の教員は社会科学系研究院に所属し、さらに、これまで研究科を構成していなかった大学教育研究センター及び都市健康・スポーツ研究センター、英語教育開発センターの教員は高等教育研究院に、都市研究プラザ及び複合先端研究機構の教員は先端研究院に所属することとしている。

研究院は、研究院長の責任の下で研究院会議が設けられ、主として人事に関連する事項の責任を負う一方で、教育研究に係る事項については学部長・研究科長の責任の下で教授会が設けられ、それぞれの役割に応じた運営を行っており、責任の所在が明確な教員組織と運営体制になっている。なお、研究院長は学長が選考し、研究科長及び学部長は原則として研究院長を充てることが定められている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 商学部：専任27人（うち教授20人）、非常勤46人
- ・ 経済学部：専任28人（うち教授17人）、非常勤13人
- ・ 法学部：専任35人（うち教授27人）、非常勤52人
- ・ 文学部：専任63人（うち教授37人）、非常勤82人
- ・ 理学部：専任107人（うち教授48人）、非常勤34人
- ・ 工学部：専任100人（うち教授46人）、非常勤134人

- ・ 医学部：専任 256 人（うち教授 48 人）、非常勤 140 人
- ・ 生活科学部：専任 44 人（うち教授 20 人）、非常勤 75 人

平成 27 年度からすべての教員はいずれかの研究院に所属することになり、教育活動を行う上で必要な教員は各研究院からそれぞれの学部専任教員として配置されている。

教育上主要と認める授業科目への専任の教授又は准教授の配置の割合は、商学部 90.0%、経済学部 75.0%、法学部 100%、文学部 85.8%、理学部 91.6%、工学部 77.7%、医学部医学科 100%、医学部看護学科 66.2%、生活科学部 75.1%、学士課程全体で 82.6%となっている。医学部看護学科については、より実践的な教育課程のために、専任の教授又は准教授が責任を持つ体制の下で、専門職の実務者等が非常勤講師として主要科目を担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 197 人
- ・ 創造都市研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 0 人

〔前期博士課程〕

- ・ 経営学研究科：研究指導教員 27 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 28 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 18 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 61 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 3 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 92 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 86 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 15 人
- ・ 生活科学研究科：研究指導教員 36 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 5 人
- ・ 看護学研究科：研究指導教員 12 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 7 人

〔後期博士課程〕

- ・ 経営学研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 法学研究科：研究指導教員 34 人（うち教授 27 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 文学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 2 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 92 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 55 人（うち教授 46 人）、研究指導補助教員 46 人
- ・ 生活科学研究科：研究指導教員 20 人（うち教授 20 人）、研究指導補助教員 16 人
- ・ 看護学研究科：研究指導教員 10 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 9 人

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：研究指導教員 40 人（うち教授 40 人）、研究指導補助教員 197 人
- ・ 創造都市研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 0 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：12人（うち教授11人、実務家教員3人）

平成27年度からすべての教員はいずれかの研究院に所属することになり、教育活動を行う上で必要な教員は各研究院からそれぞれの研究科に専任教員として配置されている。

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するための措置として、若手研究者の育成を目的としたテニュアトラック制度、6年以上在職した優秀な教員に6か月以上1年以内の研究専念期間を付与するサバティカル制度、優れた教育活動の教員に優秀教育賞を授賞する顕彰制度を導入している。実績としては、平成25、26年度に合計5人のテニュアトラック教員を採用、平成22～26年度の5年間で22人の教員がサバティカル期間を取得している。

なお、教員組織の活動を活性化するための措置の一環として、助教には任期制を適用し、大学の業務運営上必要とする特定の専門分野や競争的資金プロジェクト等に特任教員制度を導入している。

女性教員の比率向上については、女性研究者の採用・昇任を積極的に進める制度、女性教員支援室を設け、優秀女性研究者に対する顕彰制度等を導入している。女性専任教員の比率は14.3%である。

また、外国籍教員の専任教員比率は2.4%であるが、外国の大学で学位を取得した教員や外国の大学で1年以上の教育研究歴のある教員を含めた比率は22.9%となっている。

専任教員の年齢構成については、40歳未満は11.6%、40～50歳未満は39.3%、50～60歳未満は34.8%、60歳以上は14.3%となっている。また、職位別にみると、教授では50歳以上60歳未満、准教授・講師では40歳以上50歳未満、助教では30歳以上40歳未満の層が各職位の5割前後を占めている。年齢の高い層の比率がやや大きいですが、全体的には職位と年齢のバランスはとれている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用基準及び昇格基準等については、教員選考基準に明確に定め、教員人事（採用、昇任、降任、解雇）については、教員の人事に関する規程に基づき、全学の人事委員会の下で、採用は原則として公募による選考を行い、透明性のある公正な運用がなされている。人事委員会の下に選考委員会を置き、専門的見地からの意見を聞いて、採用等の選考を行っている。また、一部では面接や模擬面接を行っているところもある。これにより、教員の採用及び昇任の透明性並びに採用教員の質の確保を担保している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動等に関する評価については、平成22年度に教員活動点検評価に関する規程及び実施要項等を策定し、教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域について、教員が毎年度、年度活動報

告書を作成している。3年間を「計画・実施・検証」の1サイクルとして自己点検・評価を行い、部局評価組織に評価書を提出し、それを受けて評価組織が評価を行うシステムを平成23年度から開始した。平成25年度までの第1期評価期間の結果を、全学評価委員会が取りまとめ、評価結果報告書として公表している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するために必要な事務職員として、大学運営本部の学務企画課（研究科、学部の教務事務担当）に事務職員35人、学生支援課（全学共通教育教務事務及び学生生活支援担当）に事務職員5人、研究支援課（教員の研究支援担当）に事務職員20人と技術職員21人を置き、特定有期雇用職員とキャリアスタッフ及び派遣労働者等を加えると、それぞれ70人、9人、61人を配置している。

学術情報総合センターには、事務職員2人、司書職員11人に加えて非常勤職員等を配置し、図書に関する学生・教員へのサポートに当たっている。また、医学部・附属病院運営本部に事務職員76人、技術職員11人、技能職員3人等非常勤職員を含めて137人を配置している。

教育補助者は、全学共通科目及び専門教育科目等で活用され、TAが511人、RAが11人、各部局の研究教育の特性に応じて必要な人数が配置されている。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 平成27年度から、教員組織としての研究院と教育研究組織としての学部・研究科を分離し、すべての教員をいずれかの研究院に所属させることで、人事及び教育研究活動の責任の所在を明確にするとともに、教育研究に係る諸課題に対応が可能な教員組織編制としている。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、「人間性豊かで、多様な関心、柔軟な思考力を持ち、科学・産業・文化・社会の発展に寄与しようとする志を持つ、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れます。」と定め、入学者選抜について、「(1) 高等学校教育段階においてめざす基礎学力を確認します。(2) 本学の全学共通教育に十分に対応できる準備性を備えていることを確認します。(3) 各学部のアドミッション・ポリシーに示す資質を備えていることを確認します。」と明記している。この方針を受けて、各学部において、それぞれの学問分野や教育方針の特性に応じて、入学者受入方針を定め、学生募集要項に、大学の理念、教育・研究の基本方針等とともに掲載している。

大学院課程の入学者受入方針は、「学部あるいは大学院の教育課程等における学修を通して培った確かな基礎学力と専門分野における十分な知識、および人間性豊かで、科学や都市の産業・文化・生活・環境の発展に寄与しようとする志を持つ、向学心旺盛で優れた資質を有する学生を、広く国内外から受け入れます。」と定め、入学者選抜に関して「学生を適正に選抜するために、研究科・専攻等の募集単位ごとに、多様な選抜方法を実施します。」としている。この方針を受けて、各研究科において、それぞれの学問分野の特性に応じた入学者受入方針を定めている。このほか、一部の専攻や社会人特別選抜でも入学者受入方針を定めている。

大学と学部の入学者受入方針は、教育の基本方針等とともに、大学ウェブサイト及び学部ウェブサイトで公表している。大学院各研究科においては、前期博士課程、修士課程、後期博士課程、博士課程、専門職学位課程それぞれの入学者受入方針を募集要項等で公表しているほか、大学ウェブサイト、各研究科ウェブサイト等で公表している。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程の入学者選抜は、一般入試とその他入試（専門学科・総合学科卒業生入試、推薦入試、国際バカロレア入試・帰国生徒入試、社会人入試、私費外国人留学生入試）に分けられる。

一般入試では、大学入試センター試験によって基礎学力を判定するとともに、個別学力検査を課すことによって各学部の専門分野に応じて要求する学力を判定している。選択科目や配点等の選抜方法の詳細については、各学部の入学者受入方針に基づいて定めている。なお、理学部化学科、工学部化学バイオ工学科、医学部医学科では口述、面接の方法を取り入れている。また、その他入試では、専門的技能や資格、専門科目の修得（専門学科・総合学科卒業生入試、推薦入試、社会人入試）、「日本留学試験」の受験と規定以上の得点の取得（私費外国人留学生入試）等の条件を付して、入学に際して必要な基礎学力を求めて

いる。なお、法学部、文学部、理学部化学科では3年次への編入学入試を実施している。

大学院課程の入学選抜については、各研究科において、それぞれの入学受入方針に基づいて、筆記試験と口述試験を組み合わせ選抜を実施している。大学院課程においても、それぞれの研究科の特性や入学受入方針に応じた特別選抜の方法として、社会人入試、推薦入試、外国人留学生入試、10月入試等を実施している。なお、法学研究科（専門職学位課程）では、一般入試のみを実施している。

これらのことから、入学受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入試委員会規程により、学部入試及び大学院入試を統括して処理するため、教育推進本部長、入試担当部長、教務担当部長、学生担当部長、各研究科長、学術情報総合センター所長、大学運営本部事務部長、その他教育推進本部長が必要と認める者をもって構成される入試委員会（委員長は教育推進本部長、副委員長は入試担当部長）を設置している。本委員会は、学部入試及び大学院入試に係る基本方針及び重要事項を審議するとともに、学部入試に係る具体的な実施・運営を入試実施委員会に委嘱し、学部入試に係る問題作成等を入試出題・採点委員会に委嘱している。

入試実施委員会の下には、入試健康診断委員会と面接等を行う入試専門委員を置き、入試出題・採点委員会の下には、出題する教科・科目ごとに問題作成委員会、採点委員会を置くほか、第三者の立場で出題の適切さや誤りの有無等を点検する入試問題点検委員会を置いている。

学部入試の当日は、学長を長とする入試実施本部の統括の下に、複数の試験場本部が置かれ、警備も含め、全学的に統一かつ迅速に対応する体制をとっている。全学的体制とともに、各学部においても、入試委員会（学部）が設置され、第2次試験（個別学力検査）の実施等について、入試委員会（全学）及び入試実施本部の統括の下に、必要な措置を迅速に講じる体制が整えられている。

合否の決定については、試験の採点作業後に、全学部同日に合否判定会議を開催し、各学部の基準に合わせて合否を判定し、判定結果は各学部長、教務担当部長、入試担当部長、教育推進本部長、学長の順で決裁を行い、定められた日に合格発表を行っている。

一方、大学院入試については、入試委員会（全学）の統括の下に、具体的な実施及び問題作成等が各研究科に委ねられ、研究科長を責任者とする入試委員会（研究科）等によって組織的に行われている。

合否の決定については、試験の採点作業後に、合否判定会議において各研究科の基準に合わせて合否を判定し、判定結果は各研究科長、教務担当部長、入試担当部長、教育推進本部長、学長の順で決裁を行い、定められた日に合格発表を行っている。

なお、学部入試については、年度ごとにその結果（志願者・受験者・合格者・入学者数、最高・最低・平均点表（合格者）等）を大学ウェブサイトで公表し、入学選抜の透明性の向上に努めている。また、受験者の請求により、学部入試に係る個人成績（大学入試センター試験・個別学力検査の科目別得点）を本人に開示することを学生募集要項で明示している。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学選抜の改善に役立てているか。

平成17年度に入学追跡調査委員会を設置し、入学選抜方法と入学後の成績の関連について調査・分析等を行う体制を整えている。平成17年度以降、継続的に入学追跡調査を実施するとともに、受験者、入学者及び卒業生に関するデータベースを構築し、その分析に基づき、平成20年度及び24年度には、入

学者追跡調査報告書を作成している。入学者追跡の調査・分析は、おおむね4年ごとを一つのサイクルとして継続されている。

入学者追跡調査では、入学者の質保証の観点から、特に初年次前期の成績（G P A（Grade Point Average））を重視し、入学者が当該大学の受入態勢に適応しているか検証している。

平成20年度及び平成24年度に行った検証では、一般選抜（第1部の前期日程及び後期日程）による入学初年次前期における学業不振者の発生率は低いレベル（前期日程2.6～5.2%、後期日程3.1～7.6%）であり、選抜機能を保持していると判断されている。また特別選抜の推薦入試についても、学業不振者の発生率は同様に低いレベル（0.0～6.1%）で推移しており、選抜機能を保持していると判断されている。これらの結果を受けて、一般選抜を基本としながらも、特別選抜について導入を拡大するなどの改善につなげている。

各学部・研究科においても、入学者受入方針に照らしつつ、継続的に入学後の成績等を追跡調査して、各学部・研究科が実施する入試制度の検証を行い、次のような改善を行っている。学士課程では、推薦入試の導入あるいは改善（商学部・理学部・工学部・生活科学部）、専門学科・総合学科卒業生入試に最低限の学力を担保するために大学入試センター試験を課したこと（商学部）、国際バカロレア入試の導入（文学部、平成28年度入試より実施予定）、学士・社会人入学の制度の実施（医学部看護学科）、大学院課程では、社会人特別選抜の導入（経済学研究科）、社会人特別選抜を全専修に適用（文学研究科）、推薦入学を導入（法学研究科）、10月入学制度の導入（理学研究科・医学研究科）等の改善を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成23～27年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 商学部：1.02倍
- ・ 経済学部：1.02倍
- ・ 法学部：1.03倍
- ・ 法学部（3年次編入）：0.40倍
- ・ 文学部：1.07倍
- ・ 文学部（3年次編入）：0.98倍
- ・ 理学部：1.14倍
- ・ 理学部（3年次編入）：1.06倍
- ・ 工学部：1.03倍
- ・ 医学部：1.00倍
- ・ 生活科学部：1.01倍

〔修士課程〕

- ・ 医学研究科：0.98倍
- ・ 創造都市研究科：0.93倍

〔前期博士課程〕

- ・ 経営学研究科：0.92倍

大阪市立大学

- ・ 経済学研究科：0.65 倍
- ・ 法学研究科：0.18 倍
- ・ 文学研究科：0.70 倍
- ・ 理学研究科：1.13 倍
- ・ 工学研究科：1.17 倍
- ・ 生活科学研究科：1.07 倍
- ・ 看護学研究科：0.86 倍

〔後期博士課程〕

- ・ 経営学研究科：0.87 倍
- ・ 経済学研究科：0.27 倍
- ・ 法学研究科：0.12 倍
- ・ 文学研究科：0.42 倍
- ・ 理学研究科：0.53 倍
- ・ 工学研究科：0.35 倍
- ・ 生活科学研究科：0.50 倍
- ・ 看護学研究科：0.93 倍

〔博士課程〕

- ・ 医学研究科：0.77 倍
- ・ 創造都市研究科：1.24 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：0.63 倍

なお、経済学研究科（前期博士課程、後期博士課程）、法学研究科（前期博士課程、後期博士課程、専門職学位課程）、文学研究科（後期博士課程）、理学研究科（後期博士課程）、工学研究科（後期博士課程）、生活科学研究科（後期博士課程）については入学定員充足率が低い。

大学院課程については、入学定員充足率が適正とはいえない研究科があるが、各研究科では、入学定員充足率を改善するために、以下のような方策を講じている。平成22・23年度において、充足率の低い研究科（経営学研究科前期博士課程、後期博士課程）、法学研究科（専門職学位課程）、生活科学研究科（後期博士課程）の定員を削減し、充足率の高い研究科である理学研究科（前期博士課程）、工学研究科（前期博士課程、後期博士課程）の定員を増やす措置をとっている。また、経済学研究科（前期博士課程）では、平成27年度入試から、留学生を含む受験者の数を増加させるために、受験科目数を減らし、英語版の問題を作成している。法学研究科では、前期博士課程で平成22年度入試から推薦入試を導入、専門職学位課程で平成28年度入試から「飛び級」入学希望者への出願資格を付与し、さらに定員60人を30人に削減する措置をとっている。平成26年度より、工学研究科では、文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」による新たな選抜試験を開始し、また、平成27年度入試より後期博士課程学生への経費等配分、奨学金制度の導入等により、後期博士課程への進学率の向上を図っている。創造都市研究科は平成23年度のシステム・ソリューション分野の募集停止に伴い、総定員10人を削減している。そのほか、医学研究科（博士課程）では留学生特別枠の設置や、文学研究科（後期博士課程）では社会人入試を全専攻で導入するなど、入試制度の改善を図っている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は学士課程の一部の編入学、大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 17 年度以降、入学者の成績データベースを継続的に構築し、入学者選抜と入学後の成績の関連について調査・分析を行い、その結果を入学者選抜の方法の改善に活用している。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は「すべての学部で学ぶ学生が、「大学がめざす学修成果」に示された知識・技能等を獲得できるように、次の科目群を全学共通教育科目として設置する。」として、「人間と環境」等の7区分の総合教育科目、外国語科目、自然科学分野の基礎教育科目、健康・スポーツ科学に関する科目、初年次教育科目で全学共通教育科目を構成し、地域志向系科目や副専攻についても明記している。

各学部・学科においても、それぞれの教育課程の編成・実施方針を定め、「各学部では、学生がそれぞれの学問領域における高度な専門知識を学び、柔軟な思考を身につけることができるようにカリキュラムを編成する。」として、各学部における教育課程の編成・実施方針について言及している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各学部・学科は、教育課程の編成・実施方針に従って教育課程を編成し、「学修マップ」を作成して、学生が4年間又は6年間の教育課程全体を理解しやすいように工夫している。

全学共通教育については、大学全体の教育理念と人材育成の目標像及び教育課程の編成・実施方針に基づいて、総合教育科目A、総合教育科目B、基礎教育科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目で構成し、都市型総合大学を志向する大学として、研究の知見も活かした教養教育を提供している。

また、初年次学生の学びの転換を図り、4年又は6年の学士課程での学習の見通しを持たせるための初

年次教育科目を設け、学部・学科ごとに全学生が履修できるように配置している。

各学部での専門教育においては、例えば商学部では、企業の活動を通して生きた経済を幅広い視野から総合的に学ぶために、6コース制を導入し、基礎から専門へ体系的に学べる科目群を設置している。専門科目を学ぶ前提として、どのようなコースを選択しても基礎科目として経営学、経済学、会計基礎論を必須とし、これらの基礎的知識の修得を重視しており、また、ビジネスの現場との交流を重視したインタラクティブ型キャリア教育のために、キャリアデザイン論とプロジェクトゼミナールを設置している。加えて、グローバルに活躍することを目指して専門外国語を設け、特に英語能力の醸成に努めている。

学士課程では、8学部において計9種類の専攻分野の学士の学位（商学、経済学、法学、文学、理学、工学、医学、看護学、生活科学）を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

全学共通教育では、当該大学の研究の蓄積に基づく「人間と環境」「都市・大阪」「生命と人間」の3つの主題と1つの「特別枠」で構成した特色ある科目群として総合教育科目Aを設置し、全学生が履修しやすいように、原則として総合教育科目以外の授業のない水曜日・金曜日の5時限に開講している。

外国語科目は、グローバル化する社会で活躍できるための語学力を高めるため英語とその他の外国語科目を提供しており、特に英語については英語運用能力の育成と強化を目指した必修科目の「College English」や、より高度な能力育成を目指した自由選択科目の「Advanced College English」を開講している。

さらに、平成27年度からは地域再生（CR）とグローバル・コミュニケーション（GC）に関連する副専攻制度を開始し、グローバル化の進展の中で公立大学が果たすべき役割を踏まえた教育プログラムを展開している。

また、平成25年度に文部科学省「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に大阪府立大学と共同採択された「大阪の再生・賦活と安全・安心の創生をめざす地域志向教育の実践」の実施計画に基づいて、平成27年度入学者からすべての学生に対して地域志向系科目を必修科目とするなど、教育課程への定着を進めている。また、上述の地域再生（CR）に関連する副専攻の設置も大学COC事業の一環である。

各学部の専門教育においては、柔軟な科目履修ができるコース制の導入、社会からの要請に配慮した多様な実践的科目、学生の多様なニーズに応えるための他大学や他学部の科目履修の単位認定、授業アンケートによる学生ニーズの把握等、学生の興味関心に応じた履修ができる配慮がなされている。

経済学部では、平成21年度文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に採択された「4年一貫の演習と論文指導が育む学士力」を通し、2段階サイクル（1、2年次生と3、4年次生）の演習カリキュラムの各段階で、教育成果的確なモニタリングと評価を保證することで、当該学部の人材育成の目標であるプラクティカル・エコノミストの育成を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学部・学科の教育課程の編成・実施方針を反映した講義科目とアクティブ・ラーニングを取り入れた演習・実習科目を、学部専門教育と全学共通教育の双方で配置し、各学位プログラムで求められる知識や技能、市民・職業人としての態度等が養成されるように配慮している。

全学共通教育科目の各授業形態の割合は、講義がおよそ5割、演習・セミナー・語学がおよそ4割、実験・実習・実技がおよそ1割となっている。専門教育科目における各授業形態の割合は、講義がおよそ6割、演習・ゼミナール・語学・講読等がおよそ3割、実験・実習がおよそ1割となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦は、1セメスター当たり15週の授業時間が確保できるように作成されている。例えば、平成27年度は、試験期間を含む前期授業期間が4月9日から8月6日まで、後期授業期間が10月1日から2月16日までであり、授業日不足を補うための振替授業日も設定されている。また、1年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含めて35週を確保している。ただし、授業科目の一部に授業時間制をとる医学部では、異なる学年暦を採用している。

また、商学部、経済学部、法学部ではCAP制が導入され、例えば商学部では、1年次半期ごと15単位、2年次半期ごと20単位、3年次半期ごと22単位として、履修登録単位の上限を設けている。それ以外にも、文学部、理学部、生活科学部では特定の授業科目に履修上限を設けている。その他の学部ではCAP制はとられていないが、各学部の特性に基づいて、自習支援等の単位の実質化に関連する取組が行われている。

なお、単位制度の基盤である学生の学習時間については、3～4年に1度実施する学生生活実態調査を通じて定期的に把握しているが、平成25年度の調査では、学生の1日当たりの自習時間は30分未満が42%、30分以上60分未満が32%であり、全体としては学習に十分な時間が確保されているとは言い難く、授業外学習時間の確保に関する改善の取組が望まれる。

これらのことから、授業外学習時間が十分には確保されていないものの、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、全学共通教育科目とすべての学部の専門科目において、例えば、授業の到達目標、授業の内容・計画、評価方法、教科書・参考文献、及び自習支援のための情報等を含む受講者へのコメント又はアドバイスを記載項目として、学部等ごとに定められた様式で作成されている。記載内容については、全学共通教務委員会、各学部の教務委員会及び教務担当職員が点検している。

学生が履修登録をするウェブ履修システムからオンライン版のシラバスへのリンクが張られており、科目選択等に利用しやすいようになっている。また、シラバスはウェブサイトでも学外へも公表されている。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、科目選択等に利用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

すべての学部において担任や学習相談担当教員が定められ、学習に際して困難、悩みを抱えた学生が相談に行ける体制が整っており、各学部の教務委員会等において単位取得状況が芳しくない学生の把握や面接指導が行われるなど、組織的な指導が行われている。

また工学部においては、補習のニーズの高い推薦入学者（工業高等学校出身者）及び外国人留学生に対して、1年次前期において、高等学校レベルの数学の補講が行われている。さらに、工学部電気情報工学科においては、学生の単位修得状況等をデータマイニングの手法を用いて分析し、留年や退学のある学生を早期に見つけ指導するシステムの開発を行っているが、その取組を全学的な「成績見える化」に展開する方向で検討がなされている。

全学共通教育科目の英語では、1年次前期においては4月に実施するTOEFL ITPテストの結果を用い、習熟度別クラス編成を実施している。その後は各学期末に実施される共通テストにより習熟度別クラス編成を実施している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

平成22年度に第2部の学生募集を停止しており、平成27年度現在では過年度生14人が在学している。この状況に対応するため、第2部を有している商学部・経済学部・法学部・文学部の教務委員会において在学生の単位取得状況を分析した上で開講科目を決定している。全学共通教育に関しては4学部で共同のワーキンググループを作り全学共通教育教務委員会で開講科目と時間割について審議し、調整を行い、第2部の学生が第1部の授業を履修できるようにするなどの配慮も行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学士課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、「現代人として必要な基本的教養の習得と国際感覚の練磨をめざした教育を行うとともに、専門知識と総合的知識の双方を基礎にして物事を思索し、理解力、洞察力、実践力、指導力、解決力および品性を兼ね備えた全人的学生を養成します。」として、知識・理解、技能、実践的姿勢、総合的な学習経験と創造的思考力の4領域において、修得すべき能力を定めている。

また、学部又は学科単位で学位プログラムにおける学位授与方針が定められ、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針と併せてウェブサイト公表されている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

全学的な成績評価基準（平成24年度以前入学者はA/優：(100~80)、B/良：(79~70)、C/可：(69~60)の3段階、平成25年度以降入学者はAA：(100~90)、A：(89~80)、B：(79~70)、C：(69~60)の4段階）が策定されており、学生が受け取る成績通知書に示されている。また全学のシラバスに成績評価の方法が記載されており、それに従った成績評価、単位認定が行われている。

また、商学部、経済学部、工学部、医学部看護学科、生活科学部ではGPA制度を導入し、成績優秀者の選出等を行っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の方法については、シラバスに明示されている。成績評価の異議申立ての制度については、平成27年度から全学的な制度を運用しており、シラバスと異なる成績評価が行われた場合は学生が異議を申し立てることができる仕組みになっている。経済学部では、レポートや論文の評価を行うためのルーブリックを開発して使用するなど、各学部の独自の取組もなされている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

各学部の学位授与方針に従って卒業認定基準が定められ、要覧や履修規程で学生に明示され、ガイダンスでも説明されている。卒業の認定は各学部の教授会において審議され、基準に従って判定が行われている。また、卒業論文審査表（卒業論文を評価するために学部が独自に開発したルーブリック）の活用や、学外者も招いた卒業研究発表会が行われるなどの独自の取組をしている学部もある。

なお、各学部等の卒業要件単位は、商学部 124 単位、経済学部 133 単位、法学部 128 単位、文学部 131 単位、理学部 130~140 単位、工学部 129~139 単位、医学部看護学科 125 単位、生活科学部 130~148 単位である。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

大学院課程の教育課程の編成・実施方針は、「学位授与の方針に掲げる高度な専門性や知識・技術などを修得させるために、専攻分野に関する科目、大学院共通科目および博士課程教育リーディングプログラム科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組合せた高度な授業を開講するとともに、優れた研究指導を行う。」と定めている。また、すべての研究科の修士・博士課程プログラムの教育課程の編成・実施方針を定め、学位授与方針、入学者受入方針と併せて大学ウェブサイトに公表されている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学院学則に則り、各研究科の履修規程や内規が定められており、大学院課程の教育課程の編成・実施方針に従って、研究科ごとに体系的な教育課程が編成されている。大学院学生に配布される便覧や要綱にそれぞれの履修規程等が掲載されているほか、例えば経営学研究科では提供される授業科目を「マトリックス型科目体系」として整理して示すことや、経済学研究科では学修マップを作成するなど、教育課程を分かりやすく説明する工夫がなされている。

また、研究科を超えて求められる高度な教養教育やキャリアデザイン教育を行うために、平成 25～26 年度に学部・大学院教務委員会において検討を行い、平成 27 年度から大学院共通教育科目として、「学問・大学と社会—大学院キャリア形成論」「技術経営特論」を開講している。

なお、前期博士課程及び修士課程では、10 研究科において計 15 種類の専攻分野の修士の学位（経営学、商学、グローバルビジネス、経済学、法学、文学、理学、工学、医科学、生活科学、都市ビジネス、都市政策、都市情報学、看護学、学術）を授与している。後期博士課程及び博士課程では、10 研究科において計 13 種類の専攻分野の博士の学位（経営学、商学、グローバルビジネス、経済学、法学、文学、理学、工学、医学、生活科学、創造都市、看護学、学術）を授与している。専門職学位課程では法務博士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

各研究科では、多様な大学院学生の状況に応じて、昼夜開講制、他専攻や他研究科のほかに外国の大学院の単位認定等の取組がなされている。特に、職業を有しているなどの学生の事情により、標準修業年限を超え、計画的に教育課程を履修できる長期履修制度を導入しており、多くの研究科で実施している。また、大学院学生のニーズを把握するため、平成 22 年度以降の学生生活実態調査（3～4 年ごとに実施）の対象を大学院学生にも拡大している。

工学研究科においては、平成 25 年度に文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に「システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム」が大阪府立大学と共同採択され、平成 26 年度から新たな 5 年一貫制博士課程を開設している（学年定員は大阪府立大学と合わせて 20 人）。これは、システムと物質科学を融合した新たな学術のイノベーションを目指したものであり、産業界を牽引する国際的研究リーダーの育成を目指して、「戦略システム思考力演習」「グローバルリーダー演習」（海外研究）やアントレプレナーシップ科目等を導入している。

医学研究科においては、平成 24 年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「7 大学連携先端のがん教育基盤創造プラン」（申請担当大学：近畿大学）に参画し、「がん専門医療人の養成」「地域医療に携わらるがん医療人の養成・人的交流の強化」「国際競争力を持つがん研究者の養成」という 3 つの領域における教育基盤の創出と、地域医療機関を含めたコミュニティの構築を目指す取組を行い、臨床腫瘍学講座を新設するなど教育改革を実現し、がん医療人の効果的養成に貢献している。また、平成 26 年度文部科学省「課題解決型高度医療人材育成プログラム」に「重症児の在宅支援を担う医師等養成」（申請担当大学：鳥取大学）が採択され、大学院学生（小児科医）を対象とし、重症児の病

態（神経生理、呼吸生理、代謝等）を理解し在宅医療に必要な医療・福祉・行政制度に習熟した小児科医を養成している。

平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業」に「産業牽引型ドクター育成プログラム」が採択され、高度な研究能力と産業牽引力を両立させたポストドクターが産業界の多様な場に進出する流れを創り出し、若手研究者、教員及び企業の三者の意識改革を進め地域貢献型高度人材育成の好循環を定着させる事業を実施し、「技術経営特論」等の大学共通科目を導入している。また、平成 25 年度に採択された文部科学省「女性研究者研究活動支援事業」とも連携を図っている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科の教育課程の編成・実施方針に基づいて、基盤知識の獲得を目指す講義科目と少人数授業で実践力・応用力・研究力の伸長を目指す演習科目や実習・実践科目、臨床研究指導を配置している。基盤となる知識を得る講義科目と研究課題を深めるための演習科目が配置されており、それらを適切に組み合わせるような教育課程が作成されている。それによって各学位プログラムで求められる知識や技能、市民・職業人としての態度等が養成されるように配慮されている。

前期博士課程及び修士課程における各授業形態の割合は、講義がおおよそ 6 割、演習・ゼミナールがおおよそ 3 割、実験・実習が 1 割未満となっている。後期博士課程及び博士課程における各授業形態の割合は、講義がおおよそ 3 割、演習・ゼミナールがおおよそ 7 割となっている。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦は、1 セメスター当たり 15 週の授業時間が確保できるように作成されている。例えば平成 27 年度は、試験期間を含む前期授業期間が 4 月 9 日から 8 月 6 日まで、後期授業期間が 10 月 1 日から 2 月 16 日までであり、授業日不足を補うための振替授業日も設定されている。また、1 年間の授業を行う期間は定期試験等の期間を含めて、学年暦上では 35 週を確保している。

大学院では学生のニーズに対応したきめ細かな少人数教育が行われ、ほとんどの授業でレポートの作成やプレゼンテーションが求められるため、平成 25 年度実施の学生生活実態調査では、学生の 1 日当たりの自習時間は 120 分以上が 47%と、約半数の学生が 2 時間以上の自習を行っている。

研究科ごとの取組として、文学部文学研究科教育促進支援機構の事業として、勉強会・自主ゼミ支援、研究奨励賞、留学支援セミナー、院生研究フォーラム、文学カフェ等を展開して、大学院学生の主体的な研究活動を支援している。

専門職学位課程である法学研究科法曹養成専攻については、履修科目の登録の上限を、一つの学期につき 22 単位を原則とし、また、1 年間（前期と後期の合計）につき、1、2 年次生では 36 単位、3 年次生では 38 単位を原則としている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科において、授業の到達目標、スケジュール、評価方法、参考文献等の自習支援情報を含むフォーマットに従ったシラバスの作成が行われており、各研究科の教務委員会や教務担当職員による点検も行われている。

また学生が履修登録をするウェブ履修システムからオンライン版のシラバスへのリンクが張られており、科目選択等に活用しやすいようになっている。シラバスはウェブサイト上で学外へも公表されている。これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経営学研究科前期博士課程グローバルビジネス専攻と医学研究科修士課程医科学専攻は昼夜開講制を導入し、それぞれ1～7限（8時55分から21時）、5～6限（17時40分から20時50分）の時間割を組んでいる。

創造都市研究科は、都市ビジネス専攻と都市政策専攻は夜間大学院（18時30分から21時20分）で、都市情報学専攻は昼夜開講制（8時55分から18時）を導入し、土曜日開講（9時30分から17時20分）も実施している。なお、論文指導の時間は時間割表に設定されているが、社会人学生の要望に応じて個別に対応していることが多い。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

大学院学則第19条において、「学生は、学位論文の作成等にあたり、担当教員の研究指導を受けるものとする。」と定めている。研究指導体制は各研究科において、要覧、便覧、履修概要等に具体的に示された体制に沿って整備されている。研究・学位論文指導に関しては、各研究科において指導教員の体制、論文提出の手続き、論文の発表会等に関する具体的な内容が定められ、学生への周知が図られている。

また、平成27年度から開設している大学院共通教育科目の中で、全大学院学生を対象とした科目として「学問・大学と社会—大学院キャリア形成論」を開講し、倫理的側面についての教育を実施している。さらに、医学研究科では、研究者行動規範教育（CITI Japan プロジェクト）のe-learningの修了を教員全員と大学院学生に義務付けている。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院課程の学位授与方針については「大学院課程の教育を通して、高度に専門性を深め、幅広い知識を備えて、それらを融合しうる研究者や職業人など社会に貢献できる学生を育成します。」と定めている。また、研究科ごとに前期博士課程、後期博士課程等の学位授与方針が定められ、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針と併せて大学ウェブサイトに公表されている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

学士課程に準じた全学的な成績評価基準（平成 24 年度以前入学者はA/優：(100~80)、B/良：(79~70)、C/可：(69~60) の3段階、平成 25 年度以降入学者はAA：(100~90)、A：(89~80)、B：(79~70)、C：(69~60) の4段階）が策定されている。またシラバスに成績評価の方法が記載され、学生に周知された方法で成績評価、単位認定が行われている。

成績評価基準については、一部の研究科で履修要覧において明示されていないものの、ガイダンスで説明している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の方法を明示したシラバスが作成されている。学士課程と同様に、成績評価の異議申立ての制度については、平成 27 年度から全学的な制度を運用しており、シラバスと異なる成績評価が行われた場合は学生が異議を申し立てることができる仕組みになっている。また、法曹養成専攻については成績疑義申立制度に関する規程を定めている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

学位規程において、学位授与の要件、学位論文の審査及び試験、学位授与の判定について定め、教員 3 人以上の審査委員会の構成や判定結果の報告等を規定している。平成 25 年度からは学位論文を機関リポジトリで公開しており、公開性という観点からの学位論文の質保証にも取り組んでいる。

各研究科においては、便覧、細則、内規等に審査委員会の構成（主査と副査の人数）や評価基準等について記載している。すべての研究科で、公聴会や発表会を行うことや、外部に公表された論文を含むことを前提とした学位審査が行われ、第三者からの評価を受ける取組が行われている。大学院学生へのアンケート結果からは、学位取得のために何をしなければならないかについての規則や規程を約 9 割の大学院学生が知っているという回答がある。

生活科学研究科においては「博士学位論文作成の手引き」に審査基準を規定しており、同手引きを学生に配布し周知を図っている。また、他の研究科については、平成 27 年 12 月に学位論文に係る評価基準等

を策定し、学内ポータルサイトに掲載して学生への周知を図っている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 25 年度文部科学省大学COC事業に大阪府立大学と共同採択された「大阪の再生・賦活と安全・安心の創生をめざす地域志向教育の実践」の取組として、平成 27 年度入学者から教育課程に地域志向系科目を必修科目とする教育課程の改革を行っている。
- 工学研究科においては、平成 25 年度文部科学省「博士課程教育リーディングプログラム」に採択された「システム発想型物質科学リーダー養成学位プログラム」によって、「戦略的システム思考力演習」「グローバルリーダー演習」（海外研究）やアントレプレナーシップ科目等を導入した5年一貫制博士課程を開設している。
- 医学研究科においては、平成 24 年度文部科学省「がんプロフェッショナル養成基盤推進プラン」に採択された「7大学連携先端的がん教育基盤創造プラン」に参画し、臨床腫瘍学講座を新設するなど教育改革を実現し、がん医療人の効果的養成に貢献している。
- 平成 24 年度文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業」に採択された「産業牽引型ドクター育成プログラム」による「技術経営特論」等の大学院共通教育科目の導入は特徴的な取組である。

【更なる向上が期待される点】

- 平成 27 年度から地域再生（CR）とグローバル・コミュニケーション（GC）に関連する副専攻制度を開始し、グローバル化の進展の中で公立大学が果たすべき役割を踏まえた教育プログラムを展開している。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

全学共通教育科目単位修得状況は、単位修得率70%以上の科目がほとんどであり、特に約8割の科目数が90%以上の単位修得率である。

学部における平成22～26年度の標準修業年限内の卒業率は、70%以上であり、「標準修業年限×1.5」年内の卒業率については、ほとんどの学部で80%以上の高い数値を示している。

学部別にみると、平成22～26年度の標準修業年限内の卒業率は、商学部79.1～85.7%、経済学部74.6～80.3%、法学部82.9～85.9%、文学部78.4～87.8%、理学部73.9～87.4%、工学部78.1～86.1%、生活科学部86.2～98.4%、医学部医学科85.0～95.0%、医学部看護学科85.0～93.2%の範囲で推移している。

同じく、「標準修業年限×1.5」年内の卒業率は、商学部90.8～94.5%、経済学部90.1～96.7%、法学部90.9～95.7%、文学部88.7～96.1%、理学部84.4～90.8%、工学部87.2～93.5%、生活科学部95.3～99.2%、医学部医学科96.3～100%、医学部看護学科89.0～98.6%の範囲で推移している。

また、平成24～26年度における学部の休学者と退学者は毎年度それぞれ2%未満、5%未満である。

研究科ごとの平成22～26年度の標準修業年限内の修了率は、経営学研究科は前期博士課程66.7～82.8%、後期博士課程12.5～50.0%、経済学研究科は前期博士課程66.7～85.7%、後期博士課程0～28.6%、法学研究科法学政治学専攻は前期博士課程33.3～62.5%、後期博士課程0%、文学研究科は前期博士課程65.9～88.9%、後期博士課程7.1～47.4%、理学研究科は前期博士課程88.3～95.1%、後期博士課程32.0～66.7%、工学研究科は前期博士課程91.3～97.0%、後期博士課程13.3～50.0%、生活科学研究科は前期博士課程87.7～96.6%、後期博士課程5.3～50.0%、医学研究科は修士課程83.3～100%、博士課程50.0～66.0%、看護学研究科は前期博士課程50.0～100%、後期博士課程0～20.0%（後期博士課程については、平成24～26年度分）、創造都市研究科は修士課程70.4～82.5%、博士課程8.3～30.8%、法学研究科法曹養成専攻は66.1～86.1%の範囲で推移している。一部の研究科では標準修業年限内修了率が低い状況にあるが、前期博士課程及び修士課程については、おおむね70%を超え、特に理系研究科では90%を超えている。後期博士課程及び博士課程については、継続的に0%である経済学研究科及び法学研究科を除いて、7.1%～66.7%と幅がある状況となっている。

同じく、「標準修業年限×1.5」年内の修了率は、経営学研究科は前期博士課程76.0～100%、後期博士課程33.3～83.3%、経済学研究科は前期博士課程90.9～100%、後期博士課程0～50.0%、法学研究科法学政治学専攻は前期博士課程33.3～100%、後期博士課程0～33.3%、文学研究科は前期博士課程79.5～

90.9%、後期博士課程 57.1～73.7%、理学研究科は前期博士課程 89.6～98.9%、後期博士課程 28.5～100%、工学研究科は前期博士課程 86.5～97.9%、後期博士課程 21.0～79.3%、生活科学研究科は前期博士課程 89.2～98.3%、後期博士課程 21.1～100%、医学研究科は修士課程 83.3～100%、博士課程 78.6～96.2%、看護学研究科は前期博士課程 69.2～91.7%、後期博士課程 33.3～40.0%（後期博士課程については、平成 25～26 年度分）、創造都市研究科は修士課程 80.1～89.5%、博士課程 16.7～64.3%、法学研究科法曹養成専攻は 80.0～94.5%の範囲で推移している。一部の研究科では「標準修業年限×1.5」年内修了率が低い状況にあるが、前期博士課程及び修士課程については、おおむね 80%を超えており、後期博士課程及び博士課程については、0%の年度を除くと、16.7%～100%と幅があるが、各研究科ともに修了率は向上傾向にある。

その中で、経営学研究科、経済学研究科、法学研究科の後期博士課程の修了率は標準修業年限内、「標準修業年限×1.5」年内ともに、他研究科と比べて低いことから、博士論文の審査基準の緩和、論文執筆の指導体制の強化等、対応策が打ち出されている。

平成 24～26 年度における前期博士課程及び修士課程の休学率は 4～5%、退学率は 3～5%である。後期博士課程及び博士課程の休学率は 9%前後で、前期博士課程及び修士課程に比べて高いのは留学や出産等が理由である。退学率は 3～9%前後であり、他大学への転籍や就職等が理由である。また文系研究科では博士論文執筆に時間を要することから、単位修得退学者が多い。

各種の資格取得状況については、医学部医学科では、医師国家試験の合格率は 90%以上であり、全国平均を上回っている。看護師国家試験、保健師国家試験、管理栄養士国家試験、社会福祉士国家試験はいずれも 90%前後以上の合格率であり、ともに全国平均を上回っている。精神保健福祉士国家試験の合格率は 60%台後半から 70%台であるが、全国平均を上回っている。

教育職員免許状の取得については、学部では、平成 24 年度 170 人、平成 25 年度 188 人、平成 26 年度 173 人と、安定的に推移している。大学院でも、平成 24 年度 62 人、平成 25 年度 53 人、平成 26 年度 39 人と免許取得者は多く、なかでも文学部・文学研究科、理学部・理学研究科の取得者が多い傾向にある。

各学部・研究科では、学習成果を上げて、優れた卒業論文、卒業研究、学位論文を作成させるため、優秀な卒業論文、修士論文、博士論文を選考し、表彰している。GPAを用いて成績優秀者を選出している学部もある。

後期博士課程及び博士課程では、課程博士と論文博士を合わせて毎年 100 を超える博士の学位を授与している。博士論文の審査に際しては、ほとんどの研究科で外部審査委員を加えられるようにしている。博士論文を構成する多くの研究成果は原著論文として専門学術誌に掲載するとともに、博士論文は機関リポジトリで公開し、外部からの閲覧の便宜を図っている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

授業アンケートは、平成 26 年度後期からウェブシステムを利用して共通フォーマットによる全学授業アンケートを実施している。対象は全学部・研究科で開講する全科目であり、実施科目数は 1,677 科目（うち学部は 1,257 科目）となる。その回答結果によると、「この授業が到達目標としていた知識・技能が身についたり、この授業が扱った問題に対する認識が深まったりしたと思いますか」という質問に対する回答のうち、「強くそう思う」「そう思う」は共通教育で 55%、学部 64%、前期博士課程、修士課程、後期博士課程、博士課程、専門職学位課程で 80～90%の範囲にある。また、「授業の内容は理解できましたか」という質問についての回答では、「よく理解できた」「理解できた」は、全学共通教育で 57%、学部専門教育

で59.3%、前期博士課程、修士課程、後期博士課程、博士課程、専門職学位課程で80%前後である。「この授業の受講は、あなたにとって有意義でしたか」という質問に対する回答は、「非常に有意義」「有意義」と答えたのは、共通教育で56.6%、学部専門教育67.7%、前期博士課程、修士課程、後期博士課程、博士課程、専門職学位課程では83~90%の範囲にある。

なお、授業アンケートの実施結果は大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業後の就職率（卒業生数に対する就職者数の割合。）と進学率は各学部の教育研究の分野により大きく異なっている。理学部と工学部では63.6%~73.6%が大学院に進学するのに対して、生活科学部では20~30%の範囲にあり、その他の学部の進学率は20%以下である。進学率が低い学部は就職率が高くなる関係にあり、商学部、経済学部の就職率はおおむね80~90%であり、法学部、文学部、生活科学部の就職率は60~77%である。

就職先は多様であるが、文系・理系を問わず、公務員となる卒業生が一定の割合を占めている。また文学部と理学部では、学校・教育関係への就職者が多く見られる傾向にある。理系では、製造業や情報通信産業、建築業等の業界において専門職（技術・情報処理・建築・土木等）として採用される者が多く、文系では、金融業・保険業、製造業、情報通信業、マスコミ関係等多様である。医学部（医学科・看護学科）、生活科学部は、国家試験によって得られた資格を活かして就職する学生が多い。

大学院において、前期博士課程から後期博士課程への進学率は、一部研究科を除いて、経営学、経済学、文学、理学、工学、医学、看護学、創造都市各研究科ではおおむね10~30%の範囲にあるものの、年度によって大きな変動が生じる研究科もある。前期博士課程又は修士課程の修了生の就職率は理学研究科、工学研究科、生活科学研究科においては、70~90%台半ばを維持し、看護学研究科は60~90.9%、創造都市研究科は、62.4~71.4%の範囲で推移している。

前期博士課程又は修士課程の修了生は、金融業、病院・福祉関係、技術開発（製造業）関係、情報処理関係、建築・土木関係の企業等に就職しており、後期博士課程又は博士課程の修了生は、大学教員、政府機関・自治体職員として就職している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

平成26年度に大学教育研究センターが卒業生に対するアンケートを実施し、教育の3つのジャンル（全学共通教育、学部専門教育、その他課外活動等）について、6つの能力（専門性、実践性、国際性、総合的な判断力、豊かな人間性、社会に積極的に参加する市民的公共性）が身に付いたかを尋ねた。その回答から、全学共通教育では、国際性、総合的な判断力、豊かな人間性、市民的公共性の4つの能力が、学部専門教育では、専門性、実践性、総合的な判断力、豊かな人間性、市民的公共性の5つの能力が、その他課外活動等では、専門性、実践性、総合的な判断力、豊かな人間性、市民的公共性の5つの能力がそれぞれ身に付いたとする回答が比較的多く、国際性は学部専門教育、課外活動のいずれにおいても低いという結果が得られている。

企業に対しては、平成26年11月「大阪市立大学の学生に求める資質に係るアンケート」を実施し、91社の様々な職種から回答を得た。その結果、平成27年4月入社予定者で、採用に至った学生については、評価に値する社会人基礎力は、全業種について、主体性、実行力、課題発見力、創造力、発信力、柔軟性、

規律性が高い評価を得ており、次いで、働きかけ力、計画力、傾聴力、状況把握力、ストレスコントロール力が評価されている。

また、入社5年以内の卒業生で、不足する社会人基礎力がどのようなものを問うアンケート（平成19～23年度、平成26年度に実施）では、働きかけ力、創造力、次いで主体性、課題発見力、発信力、柔軟性、ストレスコントロール力という回答が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学は、杉本キャンパス、阿倍野キャンパスの2つの主要キャンパスを有し、その校地面積は杉本キャンパスが261,524㎡、阿倍野キャンパスが29,809㎡である。また、各キャンパスの校舎等の施設面積は、計194,372㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。このほか、創造都市研究科の授業を実施する梅田サテライトを有し、夜間の教育活動に活用している。

キャンパス整備計画については平成20年11月にキャンパスプラン2008を策定し、計画的に改築・補強・老朽改修を行っている。また、施設の有効利用を図るために杉本キャンパス施設利用検討委員会を設置し、効率的な施設配置を実現するために、低利用施設を活用した学内での施設再配置を行うとともに、全学的な施設のルール・システム作りを進めている。

施設・設備における耐震化については、阿倍野キャンパスは完了し、杉本キャンパスにおいては、建替と耐震補強を順次行い、平成27年5月時点で耐震化率90.3%（法対象施設）となっている。目標では平成28年度までに完了する予定であり、法の対象とならない小規模施設等についても、順次、耐震化を図り、大規模空間の天井耐震化も進めている。

施設のバリアフリー化については、杉本キャンパスの各棟にはエレベーター、車いす用のスロープのほか、多目的トイレ、点字ブロック、障害者用駐車場等を整備しており、阿倍野キャンパスについても、同様のバリアフリー施設が整備されている。

安全・防犯面については、防犯カメラを構内への出入口に設置するとともに、盗難等の事案があった箇所や類似箇所についても設置を進めている。併せて、犯罪の抑止に向けて女子トイレを補修している。また、平成24年3月に設置されたJR杉本町駅からキャンパス内への高架橋の設置により踏切を通らず通学することが可能となり、大幅に安全性が向上している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

ICT環境について、教育のためのパソコン等は全学共通教育棟、基礎教育実験棟、学術情報総合センターに多く配備されている。全学共通教育棟においては、外国語演習室に209台、図形演習室に81台のパソコンを導入し、基礎教育実験棟では、各科目の教室に計118台のパソコンを導入している。また、学術情報総合センターには情報処理演習室をはじめとした情報教育用の教室に計184台、情報教育PCルーム

やラーニングコモンズといったパソコンの使用が可能な自習室に計 140 台のパソコンを導入している。なお、パソコンには最新の OS を導入している。

情報ネットワークは、OCUNET（大阪市立大学情報ネットワークシステム）によって、各キャンパス内及びキャンパス間を接続している。

また、平成 24 年度から、学生が多く集うオープンスペース等で無線 LAN（OCUNET Wi-Fi）の提供を開始し、平成 27 年 4 月時点で、無線のアクセスポイントは杉本キャンパス内 71 か所に設置、最大で 1 か月当たり 1,900 人に利用されている。

全学ポータルシステムについては、平成 26 年 3 月にリニューアルし、学生へのお知らせを掲載するだけでなく、学生個人の時間割や休講情報も掲載するなどの利便性の大幅な向上を図ったことにより、利用件数が前年度比で 50%以上増加し、年間累積利用件数が 48 万件に達するなど、学生による活用度が大きく向上している。

この全学ポータルサイトにログインするための ID・パスワードは全学認証システムで管理しており、セキュリティ面でも配慮している。

なお、情報セキュリティに関する安全性を確保するため、平成 26 年 3 月にはインターネットからの攻撃に備えて IPS（侵入防止装置）を導入するとともに情報セキュリティ専門会社の監視サービスを利用している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館（学術情報総合センター）は、杉本キャンパスに本館、阿倍野キャンパスに医学分館を設置し、図書資料の系統的な収集、整理、利用者への提供を行っている。

図書資料の収集は、図書館の運営委員会が決定した資料収集基準に基づき、見計らいやシラバス・カタログ・書評等を利用した職員による選定のほか、学生の購入希望、教員からの推薦、学生選書ツアー等多様な方法を取り入れて、図書予算を最大限に有効活用している。近年高騰を続ける電子ジャーナルをはじめとする電子リソースの購入は、研究担当副学長を委員長とする電子ジャーナル等検討委員会の審議を経て、外部資金の間接経費を全学共通電子ジャーナル経費として確保するなど学術情報の充実及び全学共通経費化による財政基盤の安定化に全学的に取り組んでいる。

平成 26 年度末現在、本館・医学分館を合わせて、蔵書は約 244 万冊、学術雑誌 約 30,000 タイトル、電子ジャーナル 約 19,000 タイトルの利用が可能である。図書館システムではセンター所蔵の古文書等を除くほぼすべての資料に加えて、経済研究所文庫や都市文庫も一元的に検索でき、研究室で所蔵している資料も図書館が窓口となって取り寄せができるなど、資料へのアクセスの利便性が確保されている。

また、平成 26 年 4 月から、以前から行っていた図書の配送サービスを充実させ、他キャンパスの図書が容易に利用できるようにしている。

収集した資料は新着展示や企画展示等を行うことにより、学生の目に触れる機会を増やすようにしており、展示資料については貸出率が高い。

平成 24 年度から学生ニーズの最も高い開館日及び開館時間の拡大化にも重点的に取り組んだ結果、平成 23～26 年度の間、開館日数は 267 日から 316 日に、開館時間数は 3,208 時間から 3,791 時間に増えている。

本館の開館時間は、平日 8 時 30 分から 22 時（授業のない期間は 9 時から 22 時）、土曜 10 時から 19 時、日曜 10 時から 17 時（日曜は授業のない期間は休館）であり、医学分館の開館時間は、平日 9 時から 21 時、土曜 10 時から 19 時（日曜及び祝日は休館）である。

平成 25 年度の学生生活実態調査における図書館に対する肯定的評価は学部学生 79.3%、大学院学生 87.8%となっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

杉本キャンパスに図書館（学術情報総合センター）の本館、阿倍野キャンパスに医学分館があり、閲覧座席がそれぞれ 1,416 席、466 席、グループ学習室がそれぞれ 9 室（74 席）、4 室（36 席）あり、情報機器としてパソコンがそれぞれ 140 台、38 台、貸出用ノートパソコンがそれぞれ 42 台、19 台設置されている。杉本キャンパスの全学共通教育棟にも自習室（15 席、56 席）、交流談話室（56 席）が整備されている。また、各学部・研究科でも自習室、情報機器を備え、自主的学習環境を整備している。平成 25 年度の学生生活実態調査では、「自習の際に利用する学内施設」として学部学生 62.4%、大学院学生 18.3%、全体で 55.4%の学生が図書館と回答している。

図書館では、学生から要望の高い情報教育 PC ルームについて土日も開室を行い、パソコンのサポート用にシステム相談室を設置し、パソコンに精通した学生が 2 人常駐して 3 交代でサポートに当たっている。5 階メディアゾーンには、ラーニングコモンズ（グループワークスペース 66 席、セミナースペース 22 席、パソコン席 20 席）を設置し、AV ホールや 9 室あるグループ学習室と合わせて、学生の能動的な学習に利用されており、平成 26 年度のラーニングコモンズの利用人数は、56,146 人であった。さらに、医学分館でも平成 27 年 1 月に、閲覧席 105 席のラーニングコモンズ（グループワークスペース 90 席、リラックスクーナー 12 席、インターネットコーナー 3 席）を開設している。

ラーニングコモンズをはじめとして、図書館内の各閲覧ゾーンには無線 LAN 環境が備わっており、貸出用パソコンや持込みパソコンでインターネットに接続し、図書・雑誌等の印刷資料とウェブサイト上の学術情報をシームレスに利用できる。

ラーニングコモンズの利用人数は、改装前のメディア室利用の 3 倍を超え、自学自習のスペースの設置で自主的学習環境の利便性が飛躍的に向上している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

各学部・研究科では、全学共通科目シラバス・履修案内、学部・研究科履修要覧等、学部・研究科講義概要（シラバス）等を用いて、新入生向けガイダンスを 4 月はじめに実施し、ウェブ履修手続きを含む履修全般に関連する支援をしている。

履修要覧等には履修方法が掲載されており、講義概要等には授業の主題、目標、概要、授業計画、成績評価方法、教材、コメントが記載されている。全学共通教育科目シラバス・履修案内と講義概要は毎年度印刷物として学生に配布しているが、大学ウェブサイトでも閲覧できるようにしている。複数の学科・コースを有する学部では各学科・コースのガイダンスを実施し、学年別ガイダンスを実施している学部もある。さらに、専門演習を提供している学部では、選択時に担当教員がガイダンスを実施している。学生からの問合せには、日常的に学務企画課の各学部・研究科の教務担当職員が対応している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
 また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学生のニーズ把握は、各学部・研究科の授業評価アンケートや担当教員を通じて行われている。

全学的なニーズ把握の取組としては、学生生活実態調査を行っているほか、日常的には学内に設置されている投書箱（「ご意見カード回収ボックス」「ご意見箱」）や全学ポータルサイト内の「学生サービスに関するご意見」からも意見や要望の把握を行っている。

学習相談を含む多様な相談の窓口として、学生なんでも相談窓口、学生生活相談窓口教員、障がい学生支援室、カウンセリングルーム、国際センター等があり、多様な窓口を用意し、学生サポートネットを構築している。

杉本キャンパス内に分散していた学部・研究科の各事務室を、平成 23 年 9 月に学生サポートセンターに集約し、学生に対するワンストップサービスの向上を図っているが、集約後もその充実を図るために設置された学生サポートセンター円卓会議や学生サポートセンター懇談会において学習支援を含む学生サポートの充実に取り組んでいる。

各学部・研究科では、教務担当委員や学部・大学院教務担当委員等の担当教員を配置し、学習支援をしているが、個別面談、オフィスアワー、電子メールでの対応も行っている。日常的には、学務企画課の各学部・研究科の教務担当職員が学習支援を行っている。そのほか、経済学部では、学習相談室を設置し、授業期間中はほぼ常時複数の大学院学生が TA として、学部学生からの相談を受けるようにしている。

社会人学生については、時間割を工夫したり、長期履修制度や学習相談室による支援を行っている。

留学生に対しては、大学院学生をチューターとして配置し、日本語の補講クラスを開設している。留学生のニーズについては、国際センターがアンケートを行って把握し、学部・研究科ではチューター制度を利用して留学生に対する学習支援を行っている。

障害を持つ学生に対しては、全学的な組織として障がい学生支援室を設け、教員や各部署と連携を図りながら、学生からの相談に対応するほか、教職員への啓発研修を行っている。同支援室は、障害学生支援について理解を深めるため、『障がいのある学生の修学支援に関するガイドブック』を発行し、毎年学生に配布している『人権問題の最前線』（大阪市立大学人権問題委員会発行）の中でも障害学生支援について言及している。さらに、平成 27 年度より授業と授業の間の休憩時間を 10 分から 15 分に延長することにより、障害を持つ学生の教室間移動にゆとりを持たせている。

乳幼児のいる学部学生・大学院学生に対しては、杉本キャンパス内にある杉の子保育園の利用を認めて学習支援を行っている。

学生の海外留学ニーズについては、学生生活実態調査で把握し、実際の留学相談については、国際センターが対応している。大学の制度としては、短期の語学研修、長期の交換留学・認定留学制度を設け、支援している。海外留学に伴うリスクが高まっている状況については、国際センターが『危機管理ガイドブック』『国際危機管理対応マニュアル』を発行して注意喚起を行っている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動支援については、学生担当委員会が担当し、事務組織としては学生支援課が担当している。

課外活動は、応援団・スポーツ系・音楽系・文化系のクラブ・サークルが平成27年2月現在229あり、活発に活動している。平成25年度の学生生活実態調査報告書によると、学内クラブやサークルへの加入状況では、学部学生の8割以上、大学院学生の2割程度が加入している。

課外活動支援のために、各種のスポーツ関連施設や部室を提供し、活動支援予算も減少傾向にあるものの1,200万円以上の支援を行っている。

新入生向けには、入学式直後に学生生活全般のオリエンテーションを行っており、学生支援課が毎年発行する小冊子『Campus Life—学生生活ガイド—』（以下『Campus Life』という。）を用いて、課外活動の意義、加入方法、団体の結成等の制度の説明を行っている。

課外活動団体の部室に関連する施設設備の改善については、課外活動団体の要望を学生側が取りまとめ提出し、これに基づき対応する一方で、学生支援課もアンケートを行い、要望を把握している。なお、平成25年度実施の学生生活実態調査の結果では、部室等の課外活動施設について、「やや悪い」及び「かなり悪い」の回答が、合わせて39.1%となっており、学生からの改善の要望が強い状況にある。

部室荒らし・盗撮等の被害をなくすために、平成26年度秋に策定された杉本キャンパス防犯対策等会議のアクションプランに基づき、課外活動団体に対し自主的防犯活動を促している。

大学祭であるふたば祭（4月）、ボート祭（5月）、银杏祭（11月）の支援については、平成26年度は244万円であった。6月開催の大阪府立大学との総合競技大会、半年にわたる旧三商大戦への支援については、大阪市立大学教育後援会が行事助成金という形で支援をしている。これらの行事・大会には課外活動団体が大きく関わっている。

課外活動で事故が生じた場合のリスク管理・事故通報体制を整備し、『Campus Life』に掲載している。また、課外活動中のけがや事故に対しては、保健管理センターが対応できるように整備している。

AED講習会は、主に体育系課外活動団体を中心に医学部や保健管理センターで実施している。また、保健管理センターは、クラブ活動向け健診（負荷心電図等）も行っている。

また、大阪市立大学教育後援会と大阪市立大学スポーツアソシエーションによる、課外活動団体に対する経済的支援と課外活動団体・個人の表彰も行われている。

これらのことから、部室等の課外活動施設の状況に改善の余地はあるものの、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

入学式直後に行われる学生生活全般のオリエンテーションでは、『Campus Life』を用いて生活支援等に関する制度や注意事項の説明を行っている。具体的な生活支援については、適宜大学ウェブサイト内の全学ポータルサイトと掲示板で周知を図っている。

飲酒・違法薬物、ネズミ講、防犯対策や自転車の安全利用等、円滑な学生生活のための情報提供（注意喚起）については、保健管理センターと学生支援課が中心となって日常的に行っている。

昭和46年度から定期的に学生生活実態調査を行い、学生のニーズを含む現状把握を継続的に行ってお

り、直近では、平成 25 年度に実施している。

学生のニーズ把握は、学内に配置されている投書箱（「ご意見カード回収ボックス」「ご意見箱」）や全学ポータルサイト内の「学生サービスに関するご意見」においても行われている。

従来の学生サポート体制に加え、新たに学生生活相談窓口教員を配置するとともに、学生なんでも相談窓口を設置して職員を配置し、学生を中心とした相談しやすい体制を学生サポートネットとして構築している。学生生活相談窓口教員制度は、保護者からの相談をも念頭に置いて、担当教員の氏名・所属・電子メールアドレスを大学ウェブサイト内で公表し、多様な窓口を学生に見える化するために『学生相談のご案内』を配布して周知を図っている。

心身の健康に関しては、保健管理センターとカウンセリングルームが担当している。保健管理センターでは神経精神科の診療や学生のタバコ卒煙セミナーを開催し、全学共通教育科目の「現代社会と健康」では、タバコ、アルコール、自殺を取り上げて知識提供をしている。また、学生の定期健康診断受診率を引き上げるためにレントゲン車の増車を行い、周知活動を強化している。カウンセリングルームではインターカー機能・カウンセリング支援機能を充実している。

就職支援では、就職支援室が、各種就職セミナー、個人指導を行い、毎年『就職ハンドブック』を発行して、学部 3 年次生と大学院前期博士課程及び修士課程 1 年次生に配布している。全国の国公立大学 11 校と就職支援パートナーシップ協定を締結して Uターン就職しやすい態勢を構築し、また、同窓会（全学同窓会）も大学と連携しながら、就職支援を行っている。

各種のハラスメント関連では、平成 27 年度よりセクシュアル・ハラスメント相談員とハラスメント相談員を統合し、同時に新たに調整委員会を設け、問題解決を迅速に行えるようにしている。「ハラスメントの防止と対応に関するガイドライン」「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応に関するガイドラインの運用について」を作成して周知を図り、両ハラスメント相談員の氏名と電子メールアドレスは、学内掲示板と大学ウェブサイト内の全学ポータルサイトに掲示掲載している。

留学生への生活支援では、留学生宿舍（平成 27 年度より国際交流宿舍）の提供、各種親睦行事、談話室と交流室の提供等、多様な支援を行っている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済的支援については、学生担当委員会と国際交流委員会が担当し、事務組織としては学生支援課と研究支援課が担当している。

入学式直後の新入生向け学生生活全般のオリエンテーションでは、『Campus Life』を用いて経済的支援制度の紹介を行い、個々の支援については、適宜掲示板、大学ウェブサイト内の全学ポータルサイトを用いて必要な情報を提供している。

入学金及び授業料の減免については、全額免除と半額免除が行われており、留学生や法曹養成専攻学生についても同様の制度を設けている。

大学独自の奨学金は 6 種類あり、一般学生に対しては学生支援課が説明会を開催し、日本学生支援機構やその他の各種奨学金への申請の支援を行っている。推薦依頼のあった各種奨学財団については、一覧表を作成し掲示により周知を図っている。民間の各種奨学金の面接に対応するための支援は、被推薦学生に対し、学生担当部長と学生支援課職員が行っている。平成 26 年度の奨学金受給者は 2,534 人であり、留学生を除く全学生数の 32%に相当する。

留学生に対しては、国際交流委員会と国際センターが奨学金への申請支援を行っており、平成 26 年度

大阪市立大学

の受給者数は留学生全体の 26%に相当する。留学生のために国際交流宿舍、ゲストハウスを設けている。平成 26 年度には、国際交流宿舍（平成 26 年度までは留学生宿舍）は全 29 室 1 年単位、1 室 1 人利用で、年 29 人の留学生が利用し、ゲストハウスについては交換留学生と緊急利用の留学生合わせて 15 人が利用した。このほかに、国際センターが学外の留学生向け宿舍をあっせんしている。

海外留学等に対する支援では、大阪市立大学教育後援会が大学院学生の海外での学会報告等に旅費支援を行っており、また、学部学生に対しては短期・長期留学支援を行っている。学部学生・大学院学生に対する留学支援については、大阪市立大学夢基金でも行っている。

大阪市立大学教育後援会は、大学院学生への国内旅費支援も行っており、平成 26 年度は 7 件、26 万 2000 円であった。このほかに、同後援会は、不測の事態による資金支援が必要な場合に、緊急修学支援（上限 50 万円）をしている。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館（学術情報総合センター）では、図書資料の系統的な収集を行い、検索システムの充実、休日開館等により利便性を確保し、ラーニングコモンズやパソコンのシステム相談室、企画展示等により学生が足を運びやすい環境を整備して、利用頻度の高い施設として活用されている。
- 学生支援のワンストップ・サービスに向けて、平成 23 年 9 月から各学部・研究科の事務室を統合した学生サポートセンターの運用を開始し、学生・教職員等の意見を積極的にとり入れながら、センターの機能充実に努めている。
- 昭和 46 年以来、学生生活実態調査を 3～4 年ごとに実施し、学生生活の実態を継続的に把握している。
- 学生生活相談窓口教員を配置するとともに、学生なんでも相談窓口を設置して職員を配置することで、学生サポートネットとして、学生目線に立った学生支援体制を運用している。

【改善を要する点】

- 課外活動団体用の部室等の施設が老朽化しており、改善に向けた取組が望まれる。

基準8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

教育活動の状況及び学習成果に関するデータ等の教育情報は、学務企画課が収集・蓄積し、入試及び就職関係のデータは、入試室及び就職支援室が収集・蓄積している。入試、学籍、成績、進級・卒業判定、教育課程等の収集・蓄積したデータは、公文書管理規則に従って管理している。

教育に関する重要な事項は、教育研究評議会で審議し、教育推進本部会議において方針が決定され、それに基づいて全学共通教務委員会及び学部・大学院教務委員会が全学の教務事項について、また、各部局の教務委員会がそれぞれの教務事項について実施している。

学生が身に付けた学習成果については、大学教育研究センターが学生及び教員向けの各種アンケートを実施し、情報を収集・蓄積し、分析・評価している。その結果については、各種報告書として発表するほか、毎年度2回発行される紀要『大学教育』で発表し、教員への情報のフィードバックを行っている。また、こうした教育調査を集大成して、『大阪市立大学における教育調査の現状と課題』としてまとめている。

以上の事務組織、教務組織並びに調査研究組織は、教育担当理事兼副学長が統括する教育推進本部において方針を決定し、情報の収集・蓄積を行う体制を整えている。

これらのことから、教育の取組状況や学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取の手段としては、各学部・研究科で全授業科目について授業評価アンケートを継続的に行っている。アンケート結果について、担当教員にフィードバックを行うだけでなく、部局のFD集会等で、アンケート結果を分析・評価し教員間で情報を共有し、その内容をポータルサイトに掲載し、教員・学生への周知を図っている。

授業評価アンケート以外の教育改善については、各学部・研究科でそれぞれ工夫した取組が行われている。例えば、文学部では、新入生ガイダンスの時に、志望動機や関心分野に関するアンケートを実施し、新入生の意識の把握に努めている。また、卒業式当日に、卒業生に大学の教育内容や学生支援体制に関するアンケートを実施し教育体制全般の点検を行っている。全学共通教育科目の一つで初年次生を対象とする「市大でどう学ぶか」というオムニバス科目では、毎回コミュニケーション・カードを提出させて学生の理解度をはかるだけでなく、学生のニーズを把握するツールとして利用して翌年度のテーマ及び講師の

変更につなげている。

各教員に対しては、平成 23 年度に大学の教員の教育に対する意識調査が実施され、報告書としてまとめただけでなく、調査において収集された教育実践に関する具体的事例を、学内ポータルサイトに掲載して情報共有を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学外有識者によって構成される大阪市公立大学法人評価委員会（以下「法人評価委員会」という。）が、毎年度法人評価を実施している。法人評価委員会は、中期目標・中期計画等の進捗状況の確認を基本とするが、年度計画における実施状況についての意見も付している。例えば、平成 25 年度の業務実績報告書に対する意見・指摘事項において、グローバル化に対応する大学の教育取組に対して、「国際力の強化については、グローバル・コミュニケーションコースの設置や留学生計画の策定、短期語学研修等に積極的に取り組まれているが、学生が留年せず、長期に留学できるよう、交流協定校との単位互換制度等の導入に努められたい。」との具体的な指摘を受けている。これに対して翌年度の教育の取組として、学生が留年せずに長期留学が可能な認定留学制度を新設した事例のように、法人評価委員会での意見交換を通じて教育改善が行われている。

また、経営審議会においても、外部委員から GPA の活用や授業評価アンケートの在り方について意見が付され、それぞれについて対応を行っている。そのほか、卒業生や企業を対象とするアンケートを組織的に実施し、学習成果の系統的な把握に努めている。

各学部・研究科でも、自己点検・評価を行い、外部評価委員から教育に関する意見を聴取している。また、卒業生を講師とする講義を設定し、その折に教員との懇談の場を設けて教育に関して意見交換を行っている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

平成 23 年 3 月に「大阪市立大学教育改善・FD 宣言」を策定し、「質の高い教育活動を維持し、教育力の一層の向上に資するため、教員団を中心とする構成員の自律的で組織的な改善の活動」を行うと宣言している。これに基づいて、全学の FD 活動については、大学教育研究センターが中心となって実施し、活動記録を紀要に掲載することや、各部局の取組状況を共有する全学 FD 研究会、外部講師を招いて行われる教育改革シンポジウム、教員の授業改善ニーズに応じて行われる大学教育セミナー等、テーマや内容に応じて様々な活動を行っている。平成 26 年度の実績として、全学では、FD 研究会 1 回（参加者 50 人）、教育改革シンポジウム 2 回（第 1 回目参加者 89 人、第 2 回目参加者 47 人）、大学教育研究セミナー 1 回（参加者 50 人）、研修会 1 回（参加者 96 人）を実施している。

FD 活動による具体的な改善事例としては、英語教育について、平成 24 年度に実施した教育改革シンポジウムにおける全学共通科目の成績分析調査結果の報告を受けて、意欲的な学生がさらに学ぶためのグローバル・コミュニケーション（GC）副専攻の設置につながったことが挙げられる。

各学部・研究科においても、それぞれの専門性にかかわる FD の取組を行い、その活動の記録を教育研

究センターの紀要において、毎年度掲載し、全学での情報の共有を図っている。この紀要については機関リポジトリからアクセス可能であり、社会に広く公表している。また、授業評価アンケートや外部評価で指摘された事項について検討するための仕組みを整えている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-2② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者に対しては、職員人材育成事業を所管する職員課が、大学に必要な専門的人材育成につながる研修制度を構築するため、平成25年7月に「新たな職員研修計画の策定に向けた検討ワーキンググループ」を立ち上げ、平成26年4月に「職員の人材育成プラン～大阪市立大学モデル～」を作成し、求められる職員の能力や人材育成について、法人としての基本的考え方を示している。

実験系の科目における授業補助を担当する技術系職員に対しては、最先端の研究内容に対応するために必要な知識・技術及び安全衛生に関する知識を付与することを目的として技術研修を開催している。各実験授業に対しては担当教員が個々の授業内容に対して直接の研修を行うとともに、課題を共同で開発する中でその資質の向上を図っている。特に全学共通教育における実験授業に関しては、技術系職員と担当教員及び受講する各学部の教員との情報交換を研修活動の一環と位置付けて、情報発信誌『BEEBER』を刊行し公表している。

教育補助者については、TAが、全学共通科目及び専門教育科目で活用されている。その業務を明記した業務マニュアルが作成されており、それに基づいて科目担当教員が直接TAに対して研修を行っている。また、各学部・研究科におけるTAへの対応例としては、学部・研究科の必要に応じた研修や活用を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-1① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 26 年度末現在、当該大学の設置者である公立大学法人の資産は、固定資産 118,216,928 千円、流動資産 19,512,720 千円であり、資産合計 137,729,648 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 32,967,803 千円、流動負債 11,566,368 千円であり、負債合計 44,534,172 千円である。これらの負債のうち、当該公立大学法人の設立団体である大阪市からの長期借入金 3,268,000 千円である。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 3,264,242 千円を含んでいるものの、地方独立行政法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-1② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、当該公立大学法人の設立団体である大阪市から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。なお、当該大学は、公立大学法人に移行した平成 18 年度から 9 年間の状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、受託研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-1③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、地方独立行政法人法に従い策定され、経営審議会の審議の後、役員会の議決を経て理事長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成26年度末現在、当該公立大学法人としての収支状況は、損益計算書における経常費用51,287,594千円、経常収益50,996,634千円、経常損失290,960千円、当期純損失578,624千円であるが、目的積立金794,745千円を取り崩すことにより、当期総利益216,121千円となっている。また、貸借対照表における利益剰余金9,468,827千円となっている。なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、過大な支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、理事長が、役員会の議決を経て予算編成方針を策定し、それに基づき予算案を作成している。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスプラン2008を定め、効果的な予算配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対する資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

地方独立行政法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面が作成され、経営審議会、役員会の議を経て大阪市長に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき、監査計画を作成し、監査を実施している。

会計監査人の監査については、大阪市長が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、内部監査規程に基づき、学長直轄の組織である内部監査室が年度監査計画書を作成し、内部監査を実施している。

また、会計監査人の監査について、方法と結果について監事が報告を受け、当該監査の正当性について確認している。また、監事、会計監査人、内部監査室の三者で意見交換・情報共有を行い、相互に連携を図っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

公立大学法人の管理運営組織として、定款に基づき、役員会と経営審議会を置き、理事長兼学長の下に副理事長と理事5人、監事1人で役員会を構成し、経営審議会は理事長、副理事長、理事4人、外部有識者7人で構成し、法人の運営及び経営責任を負っている。理事の2人は副学長、1人は附属病院長、2人は学外有識者で構成し、役割分担は、「教育・学生」「研究・地域貢献・国際交流・情報」「病院経営」「渉外」「財務・会計」としている。なお、法人運営の事務組織として、法人運営本部を置いている。

大学の管理運営組織としては、定款に基づき教育研究評議会を置き、規程に基づき、人事計画策定会議、教育研究戦略機構を置いている。学長の下には、副学長3人に加えて、特命副学長1人、学長補佐1人、学長特別補佐6人を置き、補佐機関として教育研究戦略機構を置くなど、充実した学長サポート体制を構築している。

なお、大学の事務組織として大学運営本部と医学部・附属病院運営本部を置き、大学の教育研究活動の推進のために、教育推進本部、研究推進本部、地域貢献推進本部、国際化戦略本部、産学連携推進本部を設け幅広い支援を行っている。事務職員の一部は各推進本部の委員として、大学の管理運営に参画するとともに、各種委員会にも参加しており、教職協働の推進が図られている。

各学部・研究科等には、教授会（一部のセンターは教員会議、研究員会議）を、研究院には研究院会議を置き、教授会は教育・研究に係る事項について、研究院会議は教員の人事に係る事項を審議している。なお、部局長等連絡会を設け、学長、役員会、部局長、事務組織間の連絡・調整を行っている。

危機管理に関しては、危機管理規程を策定し、危機管理に関する全学的方針の決定、重要事項の審議を行う危機管理委員会を設けるとともに、危機に対応するため必要と認められた際は緊急対策本部を設置し、事態の対応に当たる体制を準備している。

災害に関しては防火・防災管理規程に基づき、防火・防災管理に関する対応マニュアル等を作成し学生、教職員に周知を図っている。また、毎年、学生、教職員が参加する大規模な防火・防災訓練を実施するとともに災害時の備蓄水、備蓄食料についても整備を行っている。さらに、災害発生時の学生等の安否情報について、大学が迅速に把握するためのシステムとして安否確認システムを運用している。

研究に関する不正防止については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の施行を受け、研究担当副学長を委員長とする研究不正防止策検討委員会を設置し、公的研究費の運営・管理に関する基本方針を定め、責任体制の明確化、コンプライアンス教育の実施、不正が発生した際の調査手続、不正が認定された際の措置の明確化、不正の未然防止策を規定している。具体的取組としては、「大阪市立大学における公的研究費に係る不正防止計画」をまとめている。

情報セキュリティに係る施策としては情報基盤センターを設置するとともに、同センターの事務組織として情報推進課を置き、情報セキュリティに加え教育、研究、大学事務等におけるICT活用を推進している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2 ② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ把握については、3～4年に1度の学生生活実態調査により実態把握を行う一方で、学長と学生の懇談会である「TALK&TALK」を平成23年度より、年に数回実施しており、学長自らが直接学生から意見やニーズを把握する機会を設けている。また、部局によっては、1年次生担任を置くことや、基礎ゼミを1年次生に提供するなどして、教員と学生の親密な関係の維持に努め、同時にニーズの把握を行っている。

教員のニーズ把握については、教授会や教員会議で部局長が把握に努めているだけでなく、構成員の多い部局では、教室、学科、専攻、分野ごとの会議を設け、それぞれの責任者や長が、日常的にニーズを把握している。全学的な課題に関しては、部局長等連絡会で、各部局から提示されるニーズ等を汲み上げ、

また意見交換を行っている。

事務職員のニーズについては、自己申告制度を設けており、申告書の提出並びに申告内容に基づいた面談を上長と行うことにより、ニーズの把握を行い、その結果をフィードバックしている。また、事務職員に対しては、毎年各種の研修を行っているが、PDCAサイクルによる研修とするため、適宜研修後にアンケートを実施し意見やニーズを把握するとともに、その内容を次の研修に反映させている。

学外関係者のニーズ把握は、全学的には役員会のうち2人と経営審議会のうち7人の学外有識者委員からの意見や、法人評価委員会での質疑応答において、学外の各種ニーズを把握している。また、卒業生、退職教職員等を会員とする大阪市立大学教育後援会や同窓会の会議には、法人役員、大学管理職が出席し、学外の種々の意見を聴取する機会としている。

このほか、文化交流センター等で実施する公開講座では、聴講者のアンケートを行い、オープンキャンパス等においても、保護者を含む参加者にアンケートを実施し、学外からの意見の収集に努めている。さらに、大学ウェブサイトには、意見聴取や問合せの項目があり、学内外からの質問、意見、要望等に応えている。

以上のような方式で収集されたニーズについては、随時、役員会、部局長等連絡会その他、各種会議等で共有し、管理運営の改善へと反映させることとしている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

定款に基づき市長の任命による非常勤の監事1人が置かれ、また、監事監査規程により、監査の目的、対象、監査事項、監査計画、監査の方法、監査結果報告書等が定められている。監事はこれに従い、毎年度、監査計画を立案し、業務及び会計の執行状況を監査し、監査報告書を理事長に提出するとともに、役員会や経営審議会等重要な会議に出席し、意見を述べている。

監事の監査と連携しつつ、法人の内部監査を実施するために、内部監査室を設置し、内部監査規程により、年度当初に作成した年度監査計画書に基づき、定期的に内部監査を実施している。監査結果は内部監査報告書として理事長に提出した後、役員会への報告を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

平成26年度に「職員の人材育成プラン～大阪市立大学モデル～」を策定し、専門的事務職員の育成と能力向上のため、管理職員及び一般職員に対して、多種多様の研修を体系的に実施している。特に、管理職に対しては、階層別に新任課長・課長代理研修を実施するとともに、若手管理職に対しても問題解決型の円卓研修を実施するなど、管理運営機能の向上に努めている。平成26年度は、新任課長・課長代理研修については1回実施し、5人が参加している。また、若手管理職向けの円卓研修については、10回実施し、計120人が参加している。

また、各管理職に対して予算を配分し、各課の課題解決を図る問題解決型研修を試行実施し、各課管理職のマネジメント能力の醸成を図っている。加えて、国際化の推進に寄与するために、「ビジネス・英語研修」を全学的に実施している。平成26年度は、問題解決型研修については、すべての部署において各1回計20回実施し、延べ540人程度が参加している。また、ビジネス・英語研修については1回実施し、23

人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学の活動の総合的な状況についての自己点検・評価は、役員会の下で、理事を委員長とする全学評価委員会が所管し実施している。全学評価委員会は、自己点検・評価に関する理念について「公立大学法人大阪市立大学における点検・評価の基本的な考え方」を定め、その理念に基づき、全学・部局別の諸活動の実施状況の点検並びに教員活動点検・評価を実施している。

全学の諸活動の実施状況の自己点検・評価については部局別の点検・評価に、法人運営本部等の各本部による年度計画の実施状況の点検・評価を合わせたものを、業務実績報告書として取りまとめ、役員会、経営審議会、教育研究評議会に報告し法人評価委員会に提出するとともに、自己点検・評価の結果を反映して、次年度の年度計画の策定を行っている。

部局別の諸活動の実施状況の自己点検・評価については、中期計画実現のための各年度計画に基づき、教育研究等に関する大学の諸活動を点検するための評価項目を作成し、各年度末に、部局別の諸活動の実施状況を、各部局の資料、データに基づき点検している。各部局は、年度計画における各部局が実施すべき該当項目について、部局長や全学評価委員を中心とした評価担当組織によって点検・評価し、これを全学評価委員会に提出する形で実施している。

自己点検・評価は、教育研究に関する諸活動のみでなく、地域貢献、国際交流、業務運営、財務等、大学の諸活動全般に及んでいる。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成18年度の法人化以降、地方独立行政法人法第28条の定めによる外部評価を毎年度受け、法人の設立団体である大阪市が設置した法人評価委員会に業務実績報告書を提出している。法人内部においても、外部委員を含む経営審議会が業務実績報告書における年度計画の進捗状況を検証している。

学校教育法第109条第2項に定められている認証評価については、平成20年度に大学評価・学位授与機構において受審し、「大阪市立大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。」との評価を受けるとともに、選択的評価事項A「研究活動の状況」及び選択的評価事項B「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」を同機構において受審し、「目的の達成状況が良好である。」との評価を受けている。また、同法第109条第3項に定められている専門職大学院の認証評価においては、平成20年度、平成25年度に同機構において受審し、「大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻は、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。」との評価を受けている。

また、大学が自主的に行っている外部評価として、教員活動点検・評価を実施し、その実施体制・内容・結果について外部有識者から評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

年度計画の取組状況に関しては、全学評価委員会で自己点検を行い、その結果に基づいて、各本部において翌年度の年度計画を立案している。

年度計画の実施状況に関しては、経営審議会において審議し、そこでの意見は役員会や部局長等連絡会において共有され、それぞれ改善策等について検討を行っている。また、年度計画に係る法人評価委員会の評価結果も、役員会や部局長等連絡会において報告され、それぞれ各本部・各部局において、改善に向けた対策を検討している。

平成 25 年度からは当該年度の指摘について、翌年度の計画に反映し、その年度に実行するという速効性、実効性のあるものとしている。例えば、平成 25 年度の業務実績に関する法人評価委員会の指摘事項に対し、平成 26 年度の年度計画を年度途中で変更した上で平成 26 年度に改善施策を実施した事例として、副専攻制度や認定留学制度の設置がある。

また、各部局における自己点検・評価及び外部評価は、各部局における教授会で分析され、教育課程の改善、研究条件の改善、学生支援の充実のための根拠として活用されている。

このように、全学評価委員会、経営審議会、法人評価委員会等、各レベルにおいて行われる自己点検・評価及び外部評価の結果が、管理運営の責任を負う役員会、各本部、部局長等連絡会等で報告され、翌年度の年度計画立案に反映され、改善策へとつながっている。

なお、平成 20 年度に受審した認証評価において、「改善を要する点」として「大学院の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」との指摘を受けた。その後、前期博士課程及び修士課程については、各種の取組によって、理工系ではおおむね入学定員を満たす状況となっている。人文系ではいまだ入学定員を十分に確保できない研究科もあるが、例えば経済学研究科においては、平成 27 年度入試から受験科目数を減らし英語版の問題を作成することによって、入学定員充足率はそれまでの 0.50~0.68 から 0.81 まで上昇するなどの改善が見られる。後期博士課程及び博士課程については、研究型大学として入学者の質の確保を優先することで、必ずしも入学定員充足率が満たされない状況であるが、理学研究科、工学研究科で導入した後期博士課程学生を対象とする奨学金制度や、平成 24 年度に採択された文部科学省科学技術人材育成費補助事業「ポストドクター・キャリア開発事業」によるキャリアパスに関する啓発活動等によって、入学定員充足率の改善を図っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 「職員の人材育成プラン～大阪市立大学モデル～」を策定し、専門的事務職員の育成と能力向上に組織的に取り組んでいる。
- 大学の活動に関する自己点検・評価及びそのフィードバックに関して、速効性、実効性のある改善のための体制が機能している。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的と大学院の目的は、学則及び大学院学則に記載され、規程集のウェブサイトにおいて提供されている。

大学の理念、基本方針、入学者受入方針等、憲章、及び各学部・研究科の理念、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的、入学者受入方針等は、大学ウェブサイトに掲載されており、学内構成員はもとより広く社会に公表している。

大学の理念や基本方針等は、大学概要や学生募集要項等の印刷物にも掲載され、学内外の関係者、主要関係機関に配布することで周知に努めている。学生、特に新入生に対しては、新入生オリエンテーションや履修ガイダンスの際に学生便覧等を用いて、大学の目的の周知を図っている。

各学部・研究科においても、紹介パンフレットを作成し、オープンキャンパスや出張講義の際に配布しているほか、大学ウェブサイトに掲載し、学部・研究科の目的の周知を図っている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学ウェブサイトの「大学案内」「教育情報の公表」に「理念、基本方針、ポリシー」のウェブページを開設し、大学としての入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針を公表している。また、学部、研究科ごとの入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針も公表されている。

受験生に対しては、学生募集要項に大学の理念及び入学者受入方針を記載し、配布している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む、教育研究活動等についての情報は、大学ウェブサイトの「教育情報の公表」のページ等において公表している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規程される事項についても、大学ウェブサイトにおいて公表している。

教員活動評価、自己点検・評価、認証評価、法人評価等も大学ウェブサイトに掲載され、財務諸表も各年度に整理して公表されている。

大学概要や大学案内等の各種刊行物は、電子版を作成し大学ウェブサイトにも掲載することで、大学の

情報公開に努めている。

また、大学の教育研究に関して、動画サイトに「大阪市立大学 公式チャンネル」を開設して最近の情報について一般市民にもなじみやすい形で公開している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 大阪市立大学

(2) 所在地 大阪府大阪市

(3) 学部等の構成

学部：商学部，経済学部，法学部，文学部，
理学部，工学部，医学部，生活科学部
研究科：経営学研究科，経済学研究科，
法学研究科，文学研究科，理学研究科，
工学研究科，医学研究科，
生活科学研究科，創造都市研究科，
看護学研究科

関連施設：学術情報総合センター，
文化交流センター，
都市健康・スポーツ研究センター，
人権問題研究センター，
大学教育研究センター，
英語教育開発センター，
都市研究プラザ，
新産業創生研究センター，
情報基盤センター，国際センター，
地域連携センター，
人工光合成研究センター，
健康科学イノベーションセンター，
都市防災教育研究センター，
UR Aセンター，複合先端研究機構，
理学部附属植物園，医学部附属病院，
医学部附属刀根山結核研究所，
工作技術センター，証券研究センター，
大学史資料室，保健管理センター，

(4) 学生数及び教員数（平成27年5月1日現在）

学生数：学部 6,577 人，大学院 1,748 人
専任教員数：715 人
助手：0 人

2 特徴

大阪市立大学は、1880年（明治13年）設立の大阪商業講習所を源流に、1928（昭和3）年創立された大阪市立の大阪商科大学を前身として、1949（昭和24）年、新制の大阪市立大学として発足した公立大学である。発足時は商学部・経済学部・法文学部・理工学・家政学部の5学部であったが、その後、大学院の創設、法文・理工両学部の分離、大阪市立医科大学の編入、学部名の変更、新研究科の設置などあり、現在8学部10研究科を擁する総合大学である。

市立商科大学の発足時に、市長關一は市民の大学としての市立大学に対して、普遍的な大学の理念の追究とともに、国立やその他の大学に類をみない、都市を基盤とし、独自の学問研究を推進し、市民生活の指導機関としての大学をめざすべきことを宣言した。新制大阪市立大学は、この方針を継承し、建学の理念としてきた。

本学は2006（平成18）年に法人化し、公立大学法人大阪市立大学となり、現在第2期〔2012（平成24）～2017（平成29）年度〕中期目標・中期計画の時期に入っている。第2期の中期計画では重点3戦略として「都市大阪のシンクタンク、『都市科学』分野の教育・研究・社会貢献」「専門性の高い社会人育成」「国際力の強化」を標榜し、進捗しているところである。

本学の教育研究方針は、この大学の歴史に基づき、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を推進し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する市民の誇りとなる大学づくりをめざすというものである。

教育においては、総合大学としての利点をいかした幅広い教養の獲得と、少人数によるきめ細かい教育を重視し、自由と進取の気風を重んじつつ、市民社会の担い手たりうる人材の育成をめざしている。また、社会で活躍するために必要な基礎的能力に加え、外国語でのコミュニケーション能力、異文化理解・活用力を持つグローバル人材の育成をめざしている。

研究においては、普遍的な研究はもとより、本学を特徴づける特色ある研究である理系と文系の垣根を越えた「都市科学」研究に重点をおき、「都市型次世代エネルギー研究（人工光合成研究）」「都市防災研究」「都市の健康科学研究」などを展開し研究の充実を図っている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 大阪市立大学の理念

大阪市立大学は、優れた人材の育成と真理の探究という大学としての普遍的な使命を果たすとともに、人とその活動が集積する都市を学問創造の場としてとらえ、都市の諸問題に英知を結集して正面から取り組み、その成果を都市と市民に還元することにより、地域社会ひいては国際社会の発展に寄与する、市民の誇りとなる大学をめざす。

また、都市型総合大学として、都市・大阪の伝統と文化を継承するとともに、既成の学問の枠にとらわれない自由で創造的な教育と研究及び高水準の医療を通じ、市民とともに、都市の文化、経済、産業、医療等の諸機能の向上を図り、真の豊かさの実現をめざす。

2 大学経営の理念

理事長は、教職員が一体となって大学経営に取り組む体制を構築するとともに、学長として、大学活動の全般にわたって最大の効果を生むためにリーダーシップを発揮する。

3 大阪市立大学憲章 [2010（平成22）年3月25日策定]

われわれはいま、自然環境の変化や人類社会と文明にかかわる諸問題の発生によって、未来への展望に大きな危機感をいだく時代をむかえている。期待と不安をもってむかえられた21世紀であるが、世界はなおその期待にこたえることができず、不安の増幅を阻止できないでいる。

このようななかで、希望と幸福に満ちた未来の実現をめざして、いまわれわれ人類に課されているのは、それぞれの存在の拠点に立脚し、その拠点が帯びる使命を十全に遂行することである。

大学は人類普遍の真理の探究に基づき、積極的な教育・研究・社会貢献の諸活動によって、日本国民のみならず、世界市民における現在の改善と未来の発展に寄与することをその本来の使命とする。

大学人はこの使命を自覚し、自らの責務として、真摯にして熱意ある姿勢をもってこの諸活動にのぞみ、大学人としての自己の全き実現をめざすとともに、社会に対する責任を正当に果たすことが求められる。

大阪市立大学は、市井の精神に発した、自主独立・自由進取の気風あふれる建学の伝統と、国際的にしてかつ個性的な研究および、高度にしてかつ闊達な教育環境を有する国内有数の大学である。

大阪市立大学は、この卓絶した伝統と現在に誇りを持ち、これに基づく固有の理念と使命を掲げ、あらゆる大学に普遍の理念や使命と調和させ、本憲章を未来に向けての行動指針とする。それは、真善美の価値判断を身につけ、英知と市民的公共性を備えた有為な人材を育成するとともに、基盤研究を重視しつつ、都市に収斂するあらゆる現代的諸問題を、人類普遍の喫緊の課題の一つととらえ、大阪市をはじめとする地域社会と連携しつつ、不断に創造的な思考を重ねていくことによって、その解決に邁進することである。

大阪市立大学は、これまでの基本計画も踏まえ、都市大阪ひいては大阪に留まらず、日本や世界の未来を中心的に担う次世代のために、また広く知を求め真理を探求する人々のために、学び考え創造する環境を用意し、あらゆる差別から解放された自由な知的探求の場を提供することを責務として、新しい大学像を構築していく。大阪市立大学の全構成員は、大学一般に対する国民の期待、市立大学に対する市民の期待に思いを致し、強い責任感と深い倫理意識、強固な意志をもって、この憲章を奉じ、教育、研究等大学の諸活動に、その存在の意義をかけて取り組むこととする。

この大学の諸活動の展開において、全構成員は社会に対する大学の貢献を実現し、不断に自己を顧みて、諸活動のさらなる発展をめざすよう努めることとする。この憲章は、全構成員が本学の現状に対する認識を共有し、もって如上の活動にのぞむために定めるものである。

4 公立大学法人大阪市立大学 第2期中期目標 [2012 (平成24) ~2017 (平成29) 年度] 前文

大学は、教育研究活動により、新しい価値を創造し知識基盤社会をけん引する力となることが求められている。我が国では 50 パーセントを超える大学進学率と少子化の進展により、いわゆる大学全入時代となる一方で、大学教育の多様化及び自由化が進行する中、大学は、教育研究活動の質を保証し、その改善に向けてたゆまない努力を続けていかなければならない。

また、時代とともに大学が社会に開かれた存在となるにしたいが、大学は、学問の自主性や自律性を尊重しつつ、時代の要請を意識して活動し、そのあらゆる活動を公開し説明する責任を担っている。

大阪市立大学は、我が国で数少ない公立の総合大学として 130 年余りの歴史と伝統を有しており、「大阪市立大学憲章」の基本的精神を踏まえ、大学の普遍的使命である真理の探究はもとより、都市型総合大学として、都市を学問創造の場と捉え、都市の諸問題に取り組み、特に都市科学分野の研究とシンクタンク機能を充実するなど、大阪の活性化になくなくてはならない存在として、市民に開かれ、市民が実感できる形で都市や地域に貢献していかなければならない。

また、総合大学の魅力である多様性を強みとして最大限に発揮し、高度の専門性とグローバルで幅広い視野を有し、都市大阪の成長や地域の発展に貢献する多様な有為な人材を育成していかなければならない。

こうした取組を通じて、「国立大学のコピーであってはならない」という建学の精神に改めて立ち返り、大阪市民の気概と活力により支えられてきた伝統を継承して、高度な教育や先進的で卓越した研究を国際的視点で推進することにより、大阪市立大学が、積極的に入学したい大学として選ばれるとともに、都市研究の拠点として大阪市を核とした関西圏の発展や国際化をリードし、市民に愛され市民が誇る大学となることを期待する。

大阪市立大学にあっては、新しい中期目標のもと、大学のプレゼンスをより一層向上させるため、教職員一人ひとりがその責任を負っているとの共通認識に立ち、理事長兼学長のリーダーシップにより、中期目標の達成に向け、取り組むことを望む。

5 公立大学法人大阪市立大学 第2期中期計画における重点3戦略

第2期中期計画達成の具体的な実行のため、重点3戦略を以下のとおり定めている。

①「大阪市のシンクタンク、都市科学分野の教育研究」

コンパクトな総合大学という本学の特性を生かし、大阪市に例をみるような大都市が抱える諸課題に専門的観点から総合的に取り組み、また市民のライフスタイルの多様化等により求められる多面的な行政施策の企画を支援するために、文系と理系の垣根を越えた複合的な都市科学研究を推進し、市政への提言等により市政や市民に還元していくシンクタンクとしての役割を強化する。

②「専門性の高い社会人の育成」

地域や社会で活躍する専門性の高い社会人の育成や、国においても求められている「21 世紀型市民」、すなわち高い専門性ととも幅広い教養をもつ人材の育成を目標に、総合大学、少人数教育といった本学の特徴を活かして推進する。

③「国際力の強化」

国際社会で活躍する「グローバル人材」の育成が急務とされていることから、外国語教育の強化をはかるとともに、大阪市を核とした関西圏の国際発展のために、現在の海外拠点の活用や大学間交流の活発化により本学の国際研究ネットワークの拠点化をはかる。

6 学部・研究科ごとの目的

本学ウェブサイト参照

<http://www.osaka-cu.ac.jp/ja/academics>

iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますので
ご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/
daigaku/no6_1_1_jiko_ado2015osaka-cu_d201603.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201603/daigaku/no6_1_1_jiko_ado2015osaka-cu_d201603.pdf)